

独立行政法人住宅金融支援機構
第二期中期目標期間業務実績等報告書

平成 29 年 6 月

独立行政法人住宅金融支援機構

業務実績等報告書様式 1－2－3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価						中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考 欄	
	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	見込 評価			期間 実績 評価
	国 交 省	財 務 省	国 交 省	財 務 省			自己 評価		自己 評価		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項											
1. 証券化支援業務等の推進 (1) 証券化支援業務 ①長期・固定金利住宅ローンの 安定的供給支援	A	B	A	B	B○	A○	A○	B○	B○	1－1	
②自主的な取組としての商品の 見直し	A	B	A	A	A	B	A	A	A	1－2	
③安定的かつ効率的な資金調達	S	A	S	A	A	A	A	A	A	1－3	
④経費率	A	B	A	B	B	B	B	B	B	1－4	
⑤調査研究	A	B	A	B	B	B	B	B	B	1－5	
(2) 住宅融資保険業務	A	B	S	A	B	B	A	B	B	1－6	
(3) 団体信用生命保険等業務	A	B	A	B	B	B	B	B	B	1－7	
2. 住宅資金融通業務等の実施 (1) 事務・事業の見直しの基本方 針を踏まえた事業の見直し等 (2) 業務の実施	A	B	A	B	A	A	A	B	A	1－8	
(3) 経費率	A	B	A	A	B	B	B	B	B	1－9	
3. 東日本大震災への的確な対応	S	A	S	A	A○	A○	B○	A○	A○	1－10	

※平成 25 年度以前の年度評価においては、国土交通省（上表及び以下「国交省」と記載。）は「SS」「S」「A」「B」「C」の 5 段階評価、財務省は「S」「A」「B」「C」「D」の 5 段階評価である。

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付している。

中期目標		年度評価						中期目標期間 評価		項目別 調書No.	備考欄	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	見込 評価	期間 実績 評価				
		国 交 省	財 務 省	国 交 省	財 務 省			自己 評価		自己 評価		
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項												
	組織運営の効率化	A	B	A	B	B	B	B	B	B	2－1	
	一般管理費等の低減 業務・システム最適化	A	B	A	B	B	B	B	B	B	2－2	
	入札及び契約の適正化	A	B	A	B	B	B	B	B	B	2－3	
	適切な内部統制の実施、積極的 な情報公開	B	C	A	B	B○	B○	B○	B○	B○	2－4	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項												
	収支改善	S	A	A	A	B○	A○	A○	A○	A○	3－1	
	リスク管理の徹底等(1)～(3)	S	A	A	B	B	B	B	B	B	3－2	
	リスク管理の徹底等(4)～(9)	A	B	S	A	A	A	A	A	A	3－3	
	予算（人件費の見積りを含 む。）、収支計画及び資金計画										3－4	
Ⅳ	短期借入金の限度額										4－1	
Ⅳ -2	不要財産又は不要財産となる ことが見込まれる財産がある 場合には、当該財産の処分に関 する計画										4－2	
V	重要な財産を譲渡し、または担 保に供しようとするときは、そ の計画										5－1	
Ⅵ	剰余金の使途										6－1	
Ⅶ その他の事項												
	施設及び設備に関する計画										7－1	
	人事に関する計画	A	B	A	B	B	B	B	B	B	7－2	
	機構法第 18 条第 1 項に規定す る積立金の使途										7－3	
	宿舎に関する事項	A	B	A	B	B	B	B	B	B	7－4	

【中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1－1	長期・固定金利住宅ローンの安定的供給支援
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標準処理期間内の処理 （計画値）	各年度8割以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
標準処理期間内の処理 （実績値）	－	88.2%	86.3%	81.2%	83.4%	90.9%	91.6%	決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
達成度	－	－	107.9%	101.5%	104.3%	113.6%	114.5%	経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
								経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
								行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
								従事人員数	417	420	431	466	477

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	ア 省エネルギー、耐震性の向上、高齢社会、住宅の長寿命化等の住宅政策上の課題に対応するため、住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）（以下「機構法」という。）第	ア 住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）（以下「機構法」という。）第13条第1項第2号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）の基準等を定めるに当たって	＜主な定量的指標＞ 標準処理期間内の案件の処理 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援	＜主要な業務実績＞ ・適合証明検査機関及び適合証明技術者を有する建築士事務所に対して、適合証明業務の処理状況等に関する業務検査等を実施し、適切に業務が行われていることを確認した。 ・「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の対応として、住宅市場の活性化及び良質な住宅	＜自己評価＞ 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 以下の取組により、中期目標期間を通して、お客様のメリット及び利便性の向上を通じ、長期・固定金利住宅ローンの普及に貢献した。 ・住宅事業者へのフラット35やフラット35Sの技術基準、長期優良住宅等の工	評価	評価

	13 条第 1 項第 2 号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。)に関する基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良住宅取得支援制度の更なる普及を図るなど、優良な住宅の取得促進を支援すること。 イ 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等との連携により、業務運営の効率化を図ること。	は、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良住宅取得支援制度の更なる普及を図るため、消費者等への十分な周知を行う。 イ 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等との連携を通じ、住宅ローン利用者の負担を軽減しつつ業務運営の効率化を図る。	業務を推進する取組を行っているか。	の取得を支援という経済対策の趣旨も踏まえ、フラット 3 5 S の金利引下げに関する周知を実施した。 ・フラット 3 5 の全ての申請件数に占めるフラット 3 5 S の申請割合は、高水準で推移している（24 年度：84%、25 年度：72.4%、26 年度：71.8%、27 年度：82.1%、28 年度：62.7%（借換融資を除くフラット 3 5 S 申請割合 24 年度：90.6%、25 年度：82.1%、26 年度：83.8%、27 年度：91.4%、28 年度：89.5%））。 ・フラット 3 5（新築戸建て）の申込みにおける省エネ住宅（フラット 3 5 S の省エネルギー性基準に該当する住宅）のシェアは、25 年度から着実に拡大（24 年度 78.6%、25 年度 59.1%、26 年度：61.8%、27 年度：67.7%、28 年度：63.4%（24 年度は経済対策による金利引下げの影響により受理が急増した影響によるもの））し、フラット 3 5 耐震住宅に該当する住宅のシェアについても着実に拡大（24 年度：40.6%、25 年度：40.4%、26 年度：41.1%、27 年度：48.2%、28 年度：50.8%）	事審査の合理化について、総合的かつ戦略的に周知活動を実施した。 ・特に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の対応として、住宅市場の活性化及び良質な住宅の取得を支援という経済対策の趣旨も踏まえ、フラット 3 5 S の金利引下げに関する周知を適切に実施した。 ・フラット 3 5 の全ての申請件数に占めるフラット 3 5 S の申請割合は、高水準を維持している（24 年度：84%、25 年度：72.4%、26 年度：71.8%、27 年度：82.1%、28 年度：62.7%（借換融資を除くフラット 3 5 S 申請割合 24 年度：90.6%、25 年度：82.1%、26 年度：83.8%、27 年度：91.4%、28 年度：89.5%））。 ・フラット 3 5（新築戸建て）の申込みにおける省エネ住宅のシェアは、25 年度から着実に拡大し、フラット 3 5 耐震住宅に該当する住宅のシェアについても着実に拡大している。 ・進捗管理の徹底、借入申込書の記入方法に係る金融機関研修の実施、審査部門における審査体制の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、全ての年度で標準処理期間目標を達成し、審査スピードの向上を図っている。 ・機構 MBS の商品設計の見直し及び証券化支援事業の		
--	--	---	--------------------------	--	---	--	--

			している。 ※各性能のシェアについては重複して適合するものを含む。 ・総合的かつ戦略的な広報活動を実施した。 ①全国一斉相談会の開催に合わせた集中的な広告（テレビCM、新聞、インターネット広告（動画広告含む）、雑誌、交通広告等）の実施 ②関係機関、住宅事業者等を通じた制度周知 ③ファイナンシャル・プランナーへの情報提供、意見交換の実施 ・長期優良住宅等に係る工事審査の合理化について、機構ホームページ及び適合証明検査機関の窓口でのパンフレットやチラシの配布による周知を継続的に実施した。 ・適合証明検査機関の新任者向け業務研修において、長期優良住宅等を利用した場合の審査の合理化の内容や留意点について説明し、適合証明の申請者に周知を行うよう要請した。 ・平成28年10月から制度を開始したフラット35リノベに関して、制度の利用促進及び普及を図るため、以下の取組を実施した。 ➤フラット35リノベ技術サポートダイヤ	保証型の活用について、マーケットとの対話等を通じて検討を進めることを目的として、機構内に「証券化支援事業の課題に関する検討委員会」を25年2月に設置し、議論を行い、報告書を25年7月に公表した。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「MBS発行を図る民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズを迅速に把握する。」とされており、民間金融機関等の市場関係者との対話を通じて、保証型に関する商品性の見直しを検討した。その上で、顧客属性に応じた保険料率を設定することで競争力のある低利の長期・固定金利住宅ローン商品を提供したいとする金融機関のニーズとローン残高を確保したい投資家のニーズに対応したスキームを実現した。事務処理体制を構築し、平成28年5月から日本住宅ローンが保証型の取扱いを再開し、10月からアルヒが取扱いを再開し、2機関で申請件数は5,428件となっている。	
--	--	--	---	--	--

				ルを設置した。 ➤ メールサポートによる相談を実施した。 ➤ 買取再販事業者等に対する個別物件の省エネリフォーム計画を提案した。			
ウ	証券化支援業務の対象となる住宅ローンの融資に際し、金融機関において職業、性別、地域等による借入申込者の画一的な選別が行われないよう、金融機関との協議等を通じ、適切な融資審査の推進に努めること。	ウ	適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。	・中期目標期間を通じ、証券化支援業務に新規参入した金融機関に対し、事業開始前に融資審査に係る研修等を行い、円滑な事業開始を支援した。 ・金融機関の融資審査の把握のため、金融機関に対して書面調査を実施（平成 24、25、27 年度）するとともに毎年度 40 機関に対して実地調査を実施し、事務処理マニュアル等で規定した審査内容への対応が不十分と認められた機関については書面による是正要請を行った。さらに、書面調査及び実地調査において対応が不十分と認められた内容については、金融機関説明会において説明し、金融機関に対し適切な融資審査の実施を要請した。			
エ	証券化支援業務の手續の電子化等を推進することにより、消費者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図	エ	電子申請による事前審査の実施など、証券化支援業務の手續の電子化等を推進することにより、消費者、	・事前審査システムの活用を推進し、28 年度末時点で利用機関は 114 機関となった（利用件数：24 年度 127,327 件、25 年度 122,348 件、26 年度			

	ること。	住宅関連事業者等の利便性の向上を図る。		130,955 件、27 年度 182,894 件 28 年度 231,021 件)。 ・25 年 9 月から、事前審査の追加審査を開始した。事前審査システムでは融資可否の見込みの明確な回答ができない一部の案件について機構職員の追加審査を実施し、利便性の向上を図った。 ・27 年 6 月から、フラット 3 5 の審査内容の見直しを行い、事前審査留保率を 25%程度低下させた（平成 26 年度：44.8%、平成 27 年度：23.4%、平成 28 年度：19.4%）。			
	オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該申請に係る審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の 8 割以上を処理すること。	オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を 3 日とし、その期間内に案件の 8 割以上を処理する。		・進捗管理の徹底、借入申込書の記入方法に係る金融機関研修の実施、審査部門における審査体制の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、標準処理期間内に処理した件数の割合は、以下のとおりとなり、審査スピードの向上を図った。24 年度 86.3%、25 年度 81.2%、26 年度 83.4%、27 年度 90.9%、28 年度 91.6% ・金融機関における融資審査の所要日数の短縮に向けて、機構に登録する申込情報のデータを伝送する方法による買取申請を促進した。			

	カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応すること。	カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応する。		・24 年 11 月にファミリーライフサービスが取扱いを開始した。（現在は取扱休止） ・機構MB Sの商品設計の見直し及び証券化支援事業の保証型の活用について、マーケットとの対話等を通じて検討を進めることを目的として、機構内に「証券化支援事業の課題に関する検討委員会」を 25 年 2 月に設置し、議論を行い、報告書を 25 年 7 月に公表した。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「MB S 発行を図る民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズを迅速に把握する。」とされており、民間金融機関等の市場関係者との対話を通じて、保証型に関する商品性を見直しを検討した。その上で、顧客属性に応じた保険料率を設定することで競争力のある低利の長期・固定金利住宅ローン商品を提供したいとする金融機関のニーズに対応するとともに、アレンジャーと協働して信託受益権をA B Lに転換する仕組みを構築すること			
--	---	---	--	--	--	--	--

				により、ローン残高を確保したい投資家に対応したスキームを新たに実現させた。 ・当該スキームの下で事務処理体制を構築し、28 年 5 月から日本住宅ローンが取扱いを再開し、同年 7 月以降毎月証券化、28 年 10 月からアルヒが取扱いを再開し、同年 12 月から毎月証券化を実施している。 ・申請件数は 2 機関で 5,428 件となった。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1－2	自主的な取組としての商品の見直し
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
									予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
									決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
									経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
									経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
									行政サービス実施コ スト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
									従事人員数	417	420	431	466	477

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	機構の主要業務である証券化支援業務については、繰越欠損金が発生している状況にあることから、引き続き、業務改善に努める必要がある。その際、証券化支援業務の対象となる住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分については、業務に係る経費率が低下しているにもかかわらず、機構発足後変更が行われてい	一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の経費相当額の金利の引下げを含めた商品の見直し等を実施する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、商品の見直し等を実施しているか。	＜主要な業務実績＞ 中期目標期間を通じ、以下の見直しを実施した。 ・フラット35Sの対象に認定低炭素住宅を追加し、認定低炭素住宅の認定関係費用をフラット35の融資対象に追加した（平成24年12月4日）。 ・平成25年3月の金融円滑化法の期限が到来した後も、返済困難者に対して償還期間延長などの特例措置を実施し、元金据置期間中の金利引下げについては金融円	＜自己評価＞ 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 お客さま、住宅関連事業者及び金融機関のフラット35の商品性等の改善要望を収集するとともに、商品性等の改善について検討を行い、次のとおり実施した。 ・フラット35（買取型）における融資率上限を9割から10割に上げた。（平成26年2月） ・平成25年3月の金融円滑化法の期限が到来した後	評価	評価

	ないことから、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の自主的な取組として、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を行うこと。			滑化法の適用期間中は国費で対応していたが、金融円滑化法の適用終了後は機構の自助努力により金利引下げ（0.5%引下げ）を実施した。 ・フラット35（買取型）における融資率上限を9割から10割に上げた。（平成26年2月） ・インターネットサービスで10万円からの一部繰上返済をお申込みいただけるように利便性を向上（従前は金融機関の窓口申込みで100万円からの一部繰上返済）させた。（平成26年7月） また、取扱いを希望する受託金融機関を対象として、インターネットサービスで住所変更届出を受理する機能を拡充し、利便性を向上させた。 ※平成29年3月には、一部繰上返済を行ったお客様のうち約半数（54%）がインターネットを利用。また、利用者の約半数(49.5%)が100万円未満の一部繰上返済となっている。 28年度末累計申込件数 ➤ 一部繰上返済実績：61,798件 ➤ 住所変更届出実績：968件 ・中古住宅の購入に併せてリフォームを行う場合、	も、返済困難者に対して償還期間延長などの特例措置を実施し、元金据置期間中の金利引下げについて、国費によらず機構の自助努力により金利引下げ（0.5%引下げ）を実施した。 ・インターネットサービスで10万円からの一部繰上返済をお申込みいただけるように利便性を向上させた。（平成26年7月） ※平成29年3月には約半数（54%）のお客様がインターネットを利用し、一部繰上返済を実施。利用者の約半数（49.5%）が100万円未満の一部繰上返済となっている。 28年度末累計申込件数：61,798件 ・中古住宅の購入に併せてリフォームを行う場合、中古住宅の購入資金とリフォーム工事資金を併せて融資対象とする「フラット35（リフォーム一体型）」を導入した。（平成27年4月） ・返済期間が異なるフラット35を組み合わせる利用が可能な「ダブルフラット」を導入した。（平成27年4月） ・融資審査の対象となる年収に融資対象物件に設置する太陽光発電設備から得られる売電収入の加算を可能とした。（平成27年4月） ・既存住宅ストックの質の向上と流通促進を図るため、モデル事業として、中古住	
--	--	--	--	--	---	--

			中古住宅の購入資金とリフォーム工事資金を併せて融資対象とする「フラット35（リフォーム一体型）」を導入した。（平成27年4月） ・返済期間が異なるフラット35を組み合わせて利用が可能な「ダブルフラット」を導入した。（平成27年4月） ・融資審査の対象となる年収に融資対象物件に設置する太陽光発電設備から得られる売電収入の加算を可能とした。（平成27年4月） ・災害特例を拡充し、これまでの対象である地震、津波及び噴火に加え、暴風雨及び洪水を対象に追加した。また、直接融資のみ適用していた据置期間中の金利引下げを買取債権にも適用し、柔軟に被災者支援を行う態勢を整えた。（平成27年11月） ・借入申込時において産休・育休期間中であつたお客さまについて、その後の復職日の変更、工事期間の変更等により、資金実行日までに復職できなくなった場合は、お客さまの個別の事情を確認した上で、復職前に資金実行を可能とする取扱いを実施した。（平成28年4月） ・フラット35Sの対象	宅の売買に際してリフォームにより省エネルギー性能等について一定以上の性能向上等を行う場合、フラット35の金利を一定期間引き下げる制度（フラット35リノベ）の取扱いを開始した（平成28年10月）。当制度は、国費によらず、自助努力により対応している。 ・一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するための商品見直しとして、証券化支援業務の経営状況を勘案の上、機構の経費相当額の金利引下げを実施した。（平成29年1月） ・「ニッポン一億総活躍プラン」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」における地方創生等の推進に向け、「フラット35子育て支援型」・「フラット35地域活性化型」の制度の創設を決定した（平成29年4月から実施）。なお、「フラット35地域活性化型」については、国費によらず、自助努力により対応している。 ・現下の低金利環境を活かして、長期優良住宅の供給・流通の促進を図るため、フラット35において、長期優良住宅を対象として「アシューマブルローン」の導	
--	--	--	--	---	--

			に、中古住宅に係る長期優良住宅等を追加した。（平成 28 年 4 月） ・既存住宅ストックの質の向上と流通促進を図るため、モデル事業として、中古住宅の売買に際してリフォームにより省エネルギー性能等について一定以上の性能向上等を行う場合、フラット 3 5 の金利を一定期間引き下げる制度（フラット 3 5 リノベ）の取扱いを開始した（平成 28 年 10 月から実施）。当制度は、国費によらず、自助努力により対応している。 ・「ニッポン一億総活躍プラン」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」における地方創生等の推進に向け、「フラット 3 5 子育て支援型」・「フラット 3 5 地域活性化型」※の制度の創設を決定した（平成 29 年 4 月から実施）。なお、「フラット 3 5 地域活性化型」については、国費によらず、自助努力により対応している。 ※ 「フラット 3 5 子育て支援型」・「フラット 3 5 地域活性化型」とは、「子育て支援」、「UIJ ターン」又は「コンパクトシティ形成」に係る施策を実	入を決定した。（平成 29 年 4 月から実施） ・高齢のお客さまの住宅維持、生活維持を支援するため、リバースモーゲージ型（ノンリコース）の返済方法変更「シルバー返済特例」を創設し、カウンセリングは機構職員自らが行うスキームとした。（平成 29 年 4 月から実施）		
--	--	--	--	---	--	--

				施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、フラット35の借入金利を一定期間引き下げる制度をいう。 ・現下の低金利環境を活かして、長期優良住宅の供給・流通の促進を図るため、フラット35において、長期優良住宅を対象として「アシューマブルローン」※の導入を決定した。(平成29年4月から実施) ※ アシューマブルローンとは、借入れの対象となる住宅を売却する際に、当初の借入金利のまま住宅ローンを住宅購入者へ引き継ぐこと（債務承継）ができる住宅ローンであり、金利上昇局面においては、住宅購入者は新規の借入れよりも低い金利のままの住宅ローンを利用することができる。 ・一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するための商品見直しとして、証券化支援業務の経		
--	--	--	--	--	--	--

			営状況を勘案の上、機構の経費相当額の金利引下げを実施した（平成29年1月買取分から実施）。 ・借入申込時に産休・育休期間中であつたお客さまについて、申込当初から資金実行日までに復職できない場合においても、お客さまの個別の事情を確認した上で、復職前の資金実行を可能とする取扱いを拡充した。（平成29年4月から実施） ・高齢のお客さまの住宅維持、生活維持を支援するため、リバースモーゲージ型（ノンリコース）の返済方法変更「シルバー返済特例」を創設した。受託金融機関への業務負担軽減や、高齢者への丁寧な対応を行うことを念頭に、カウンセリングは機構職員自らが行うスキームとした。（平成29年4月から実施） ・返済方法変更の主軸である返済特例（返済期間の延長、元金据置き、金利引下げ）について、従来は経済事情の著しい変動等による返済困難事由に限定していたが、今後の高齢化を見据えてこの取扱いを見直し、病気等による返済困難事			
--	--	--	---	--	--	--

				由も対象とする拡充を行 った。(平成 29 年 4 月 から実施)			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1－3	安定的かつ効率的な資金調達
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
								予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
								決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
								経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
								経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
								行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
								従事人員数	417	420	431	466	477

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めるとともに、MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど、投資家への情報発信を行い、併せて市場関係者等のニーズを踏まえなが	ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めるとともに、MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの発行方針及び発行計画、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る償還履歴情報等の情報を積極的に開示するなど、ホームページ等の多	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、安定的かつ効率的に調達するよう努めているか。	＜主要な業務実績＞ 国内外の様々な金融環境の変化の中においても、丁寧なIRを展開し、安定的かつ効率的な資金調達を実現した。 毎月継続的にMBSを発行し、幅広い投資家を市場に呼び込むことで市場の発展に貢献した。経済対策による大量の資金需要にも精力的なIRの実施や平準化の手法により安定的な発行を行い、フラット35の提供を下支えした。特に平成25年度からの日銀の異次元緩和等を	＜自己評価＞ 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・国内外の様々な金融環境の変化の中においても、丁寧なIRを展開し、安定的かつ効率的な資金調達を実現した。 ・毎月継続的にMBSを発行し、幅広い投資家を市場に呼び込むことで市場の発展に貢献した。 ・経済対策による大量の資金需要にも精力的なIRの実施や平準化の手法により安定的な発行を行い、フラッ	評価	評価

	ら、MBSの発行の多様化に努めること。 その際、倒産隔離の取扱いの観点も含め、財政負担の総合的な縮減を図る見地から、引き続きMBSの発行の枠組みのあり方を検討すること。	様な手段により投資家への情報発信・広報活動を行い、併せて市場関係者等のニーズを踏まえながら、MBSの発行の多様化に努める。 その際、倒産隔離の取扱いの観点も含め、財政負担の総合的な縮減を図る見地から、引き続きMBSの発行の枠組みのあり方を検討する。	背景に国債金利の変動が大きくなる中においても、安定的なスプレッドでのMBS発行を実施した。また、平成 27 年度に大幅に国債金利が低下してMBS需要が冷え込んだ際にも、安定的なクーポン水準（0.8%台）で効率的な資金調達を実現するとともに、マイナス金利導入後における市場環境下においても投資家需要を捉え、低水準クーポンでの発行を実現した。平成 28 年度においても、フラット35への借換需要が高水準で推移したことに伴う旺盛な資金需要に応えるべく、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定等を通じて、丁寧かつ柔軟な起債運営を実施した。 ○24 年度 丁寧なIR活動の大幅な拡充等により、平成 24 年 9 月～11 月に機構史上最も低い対国債スプレッド（0.34%）を実現し、また、欧州債務問題の再燃や政権交代後の金融環境の大きな変化の中でも、柔軟な起債運営を実施した。平成 25 年 3 月には機構史上（※）最低のクーポン（1.07%）を実現した（平成 25 年 4 月は史上最低の提示金利（1.75%））とするなど、お客さまに低利で	ト35の提供を下支えした。特に平成 25 年度からの日銀の異次元緩和等を背景に国債金利の変動が大きくなる中においても、安定的なスプレッドでのMBS発行を実施した。また、平成 27 年度に大幅に国債金利が低下してMBS需要が冷え込んだ際にも、安定的なクーポン水準（0.8%台）で効率的な資金調達を実現した。日銀のマイナス金利付き量的・質的金融緩和による低金利環境下においても投資家需要を捉え、低水準クーポンでの発行を実現した。平成 28 年度は年度を通じて大型発行が継続する中、旺盛な投資家需要を喚起することで適正なスプレッドでの起債を実現し、年度累計では過去最大となる2兆5,280億円（前年度比+6,527億円）の発行を安定的に実施した。		
--	--	--	---	---	--	--

			長期固定住宅ローンを提供)。 (※) 平成 25 年 3 月時点 ○25 年度 日本銀行による異次元の金融緩和導入等の影響により、金利水準が大きく変動する中でも、MB S のスプレッドの上昇を抑え、安定的な資金調達を実現した。 ・国債金利が低下したことも相まって、平成 26 年 2 月には機構史上 (※) 最低クーポン (1.00%) を実現した (平成 26 年 3 月には機構史上最低の提示金利 (1.69%) を実現)。 (※) 平成 26 年 2 月時点 ・機構内に設置した「証券化支援事業の課題に関する検討委員会」において、MB S 発行額の平準化を図り、ベンチマーク性を高めることで証券化市場を育成していくべきとの提言を受け、実現に向けた検討を実施した。 ・平成 26 年 1 月に、投資家の需要に比べ MB S の発行額が大きくなることを見込まれたことから、実際に MB S 発行額の平準化を実施した (161 億円 (信託債権ベース 200 億円))。 ・この取組は、機構 MB S の安定的な起債環境を			
--	--	--	--	--	--	--

			保つという観点から投資家にもメリットがある（引受証券会社からの見解）。 ○26 年度 〔M B S〕 日銀による追加金融緩和の実施（10 月）等により、金利水準が大きく変動する市場環境が続く中で、投資家目線での投資スタンスを精緻に把握するため、10 月以降追加的に臨時の投資家ヒアリングを計 6 回実施したことに加え、M B S 発行額の平準化等、市場環境及び投資家動向を逐次確認した上での適切なマーケティング等を行い、機動的な起債運営を実現した。その結果、M B S は安定的なスプレッド（0.38%～0.42%）での資金調達を実現した。 ・1 起債当たりの投資家数（最大）は、25 年度までの実績（50～80 社程度）を上回る水準（100 社程度）であった。加えて、国債の金利が低下したことも相まって、公庫・機構を通じた最低クーポン水準（※）を達成した。（1 月債 0.60%） （※）平成 27 年 1 月時点 ・安定的に起債運営を行っていく観点から、M B S 発行額の平準化を実施した。（26 年 4 月 249 億		
--	--	--	---	--	--

			円、27 年 1 月 151 億円、 27 年 3 月 298 億円) [S B] ・ 3 年債については、機構初の年限であったが最低スプレッド水準としつつ、下限クーポンを設定することで投資家需要を喚起し、発行額を 100 億円から 300 億円に増額して起債した。 ・ 5 年債については、過去発行された主幹事方式における最低水準スプレッド及び国債金利が低下したことも相まって最低クーポンを更新した。 ・ 30 年債については、前回債から▲ 5 bp として、スプレッド及び国債金利が低下したことも相まってクーポンとも過去最低を更新した。 [シンジケートローン] ・ 安定的な調達に資するため、資金調達の多様化を図る観点から、MB S の超過担保部分の資金について、機構初のシンジケートローンによる調達を実施した（調達額 100 億円、償還年限 5 年）。 ○27 年度 [MB S] ・ 低金利環境が継続する中で、経済対策により喚起されたフラット 3 5 の旺盛な資金需要に応え		
--	--	--	--	--	--

			るべく、投資家の動向を精緻に把握した上で、MBS発行額の平準化（発行額の一部を減額し、減額分を翌月以降へ繰り延べる取組）を適宜実施した。（平成27年4月から平成28年1月まで） ・安定したクーポン水準で、確実にMBSの発行を行い、前年度比約1.5倍の1兆8,753億円（前年度比+6,315億円）の大型発行を実現した。 ・フラット35の金利水準に直接影響を及ぼすMBSクーポンは、フラット35買取金額の増加に対応しつつ、平成26年度の実績を下回るクーポン水準で発行を達成した。（平成26年度平均0.88%、平成27年度平均0.79%） ・年度終盤のマイナス金利付き量的・質的金融緩和に伴う国債金利の低下と相まって、平成28年3月条件決定分のMBSにおいては、公庫・機構を通じた最低クーポン水準（0.48%）を実現した。 ・1起債当たりの投資家数は、最大の月で90社程度と高水準となり、安定的かつ低水準なクーポンでの資金調達を実現した。 ・安定的かつ効率的な資金調達に資する投資家の			
--	--	--	---	--	--	--

			確保等を目的として、M B S 配分プログラムの導入に向けた取組を着実に行之、平成 28 年 4 月から制度開始となった。（参加金融機関：11 機関、平成 28 年 4 月 1 日時点） 〔S B〕 ・経済対策に伴うフラット 3 5 事業量の増嵩等に対応するため、対前年度比約 6 倍となる 4,150 億円の S B を発行した。 ・多額の発行に対応するため、投資家需要の極大化を目的として、調達年限についても、5 年、7 年、10 年、12 年、15 年、20 年及び 30 年と、過去最多の 7 年限を起債した。 〔シンジケートローン〕 ・M B S の超過担保部分の資金について、平成 26 年度に引き続きシンジケートローンによる調達を実施した。 （調達額 460 億円、償還年限 10 年） ○28 年度 〔M B S〕 ・低金利環境を背景に、フラット 3 5 への借換需要が高水準で推移したことに伴う旺盛な資金需要に応えるべく、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定等を通じて、丁寧かつ柔軟			
--	--	--	---	--	--	--

			な起債運営を実施した。 ・積極的な IR 活動を実施した。市場環境が不安定な状況にあったものの、中央・地方問わず多くの新規・休眠先を含む最大で100社(1起債当たり)を超える投資家を獲得した。＜平成 27 年度は最大の月で 90 社程度＞ ・年度を通じて大型発行（月平均 2,106 億円、いかなる環境においても毎月発行）が継続する中、投資家需要を喚起することで年度累計では、公庫・機構時代を通じて過去最大となる 2 兆 5,280 億円（前年度比＋6,527 億円）を安定して調達した。また、S B 3,400 億円と合わせると平成 28 年度は 3 兆円弱もの大規模調達をマーケットから実現した。 （財投機関債市場における機構MBS・SBのシェアは約7割）。 ・MBSの спреッドは、水準に拘る大手投資家の動向を的確に捉えながら、年度を通じて適正な спреッドを確保した。また、マイナス金利付き量的・質的金融緩和に伴う国債金利の低下と相まって、平成 28 年 7 月に条件決定したMBSは、過去最低クーポン（0.19%）で最長 35 年間にわたり調達した。		
--	--	--	---	--	--

				・市場関係者からの意見・ニーズを踏まえ、平成 28 年 4 月に、MB S 発行の配分の多様化や、フラット 3 5 に積極的に取り組んでいる金融機関に対し、MB S への安定的な投資をサポートすること等を目的として、MB S 配分プログラムの制度を開始した。その後、制度への参加が見込まれる金融機関を訪問し、丁寧な制度説明を実施したことにより、新たに 4 機関が参加し、参加金融機関は地方銀行を中心に合計 15 機関となった。また、配分実績の年間累計額は、合計 764 億円となった。 ・適正なスプレッド水準を確保すべく、投資家の需要規模や発行額の見通しを適切に捉え、投資家需要に応じて MB S 発行額を調整する平準化の取組を実施した。 ・投資家層拡大の観点から、大手証券会社に対して MB S を裏付けとした個人向けの投資信託の組成等を提案し、商品化されるに至った。 ・上述の積極的な I R の実施、それに伴う投資家数の拡大、MB S 配分プログラムの着実な実施及び発行額の平準化の実施により、毎月 2,000 億円前後の大型発行が継		
--	--	--	--	---	--	--

			続する中でも、スプレッドの毎月の変動幅は年度を通じて0～2bpの間で推移するなど、スプレッドは30～40bp台で安定的に推移した。また、機構MBSは、MBS市場において投資判断等のベンチマークとしての役割を果たしている。 〔SB〕 ・金利見通しが難しい状況下において、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、市場環境や償還年限に応じて仕上がりクーポン（絶対値）を基準としたマーケティング方法を採用するなど、柔軟な起債運営を実施することにより、年度累計で3,400億円の大規模発行を実施した。 ・多様な年限（5年、10年、20年、30年）のSB発行による資金調達を実施した。 ・発行水準についても、大規模な発行額であったにも関わらず、他の財投機関債等と年度を通じて同水準を維持した。 （財投機関債市場におけるMBS・SBのシェア） ・平成28年度の財投機関債市場における機構MBS・SBのシェアは			
--	--	--	---	--	--	--

	イ　MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持すること。	イ　MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。		71.1%となり、平成 27 年度比で+8.8%と大幅に増加した。 ・投資家の認知度及び商品性への理解度向上等の観点から、戦略的な I R、投資家説明会やセミナー等を活用した丁寧な情報発信に努めた。 平成 28 年度は 469 件(平成 27 年度比：168% (平成 27 年度：280 件)) の投資家に個別訪問を実施した。 ・MBS 発行に要する引受手数料率について、中期目標期間を通じ、証券市場における最低水準を維持した。 ・多くの他の債券において引受手数料率が引き下げられた場合、速やかに MBS の引受手数料の引下げが実施できるよう、市場関係者に対するヒアリング及びベンダー情報の定期的なモニタリングを実施した。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

【中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1－4	経費率
当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経費率 （計画値）	中期目標期 間の平均 0.20%以下	－	－	－	－	－	中期目標 期間の平均 0.20%以下	予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
経費率 （実績値） ※単年度	－	0.23%	0.18%	0.14%	0.14%	0.15%	0.16%	決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
経費率 （実績値） ※中期目標 期間平均	－	－	－	－	－	－	0.15%	経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
達成度	－	－	－	－	－	－	125%	経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
								行政サービス実施コ スト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
								従事人員数	417	420	431	466	477

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期	証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）に	＜主な定量的指標＞ 経費率 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 証券化支援業務に係る毎年度の経費率につ	＜主要な業務実績＞ 証券化支援業務に係る経費率について、経費削減策の実施及び買取債権等残高が増加したことにより、中期目標期間の平均で0.15%となり目標を達成した。	＜自己評価＞ 評価：B 理由：以下実績を踏まえ、B評価とした。 証券化支援業務に係る経費率は、中期目標期間平均で0.15%となり目標を達成した。	評価	評価

	目 標 期 間 の 平 均 が 0.20%以下とするように努めること。	ついて、中期目標期間の平均が 0.20%以下とするように努める。	いて、中期目標期間の平均が 0.20%以下とするよう努めているか。				
--	-------------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1－5	調査研究
当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
								予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
								決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
								経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
								経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
								行政サービス実施コ スト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
								従事人員数	417	420	431	466	477

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅・金融市場に関する調査研究を推進すること。	証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅ローン利用者の属性・ニーズ、民間金融機関の動向等、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ・フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関等を対象とした調査を実施し、証券化支援業務の円滑な実施に貢献するとともに、広報誌や学会等の様々な機会を利用し、調査結果を発表した。 ・『日米欧の住宅市場と住宅金融』（きんざい、25年5月）、『不動産マーケットの明日を読む』（共著）（日経BP社、27年4月）を出版した。 ・東日本大震災発生時の被害や復興状況及び機構の取組等についての小冊子を取りまとめた（26年5月、28年12月）。	＜自己評価＞ 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関等を対象とした調査を実施し、証券化支援業務の円滑な実施に貢献するとともに、広報誌や学会等の様々な機会を利用し、調査結果を発表した。 ・また、調査結果に関する専門書を執筆するなど調査研究を実施した。 ・海外の政府関係機関等に対して、次のとおり対応し、	評価		評価	

			・各研究員の研究レポート、論文及び新聞掲載記事について、研究成果としてホームページに掲載し、住宅金融に関するデータの幅広い情報発信を実施した。 ・大学院における講義、学会活動、外部研究者による勉強会開催、データ提供を実施した。 ・アメリカ連邦住宅都市開発省 (HUD)から提案を受けた「高齢者住宅に関する日米共同プロジェクト」に日本の他機関と共に参加し、日本において高齢化が住宅金融市場と経済状況に及ぼす影響に関するプレゼンテーションを行い、重要な役割を果たした (29 年 2 月)。 ・ HUD の政策開発研究室 (Office of Policy Development and Research) が年に 3 回発行している機関誌「Cityscape」に、論文「The Reverse Mortgage Market in Japan and Its Challenges」を寄稿し、リバース・モーゲージ特集号 (Volume 19, Number 1, 2017) に当該論文が掲載され、知的貢献を行った。 ・海外の政府関係機関等に対して次のとおり対応し、組織のプレゼンス向上及び今後の業務改善検討に寄与した。 ○米国ジニーメイ (政府抵当金庫) ➤ 26 年 1 月 住宅金融に関する研究に係る情報交換等の了解覚書 (MOU) を締結した。 ➤ 27 年 8 月 MOUに基づく第 1 回円卓会議をワシントン D C で開催した。連邦政府機関、金融機関、大学等から約 100 名の参加があり、高い評価を得	各機関との連携強化に取り組んだ。 ○米国ジニーメイ (政府抵当金庫) との間で 26 年 1 月に住宅金融に関する研究に係る情報交換等の了解覚書 (MOU) を締結した。MOU に基づく情報交換等を実施し、27 年 8 月には第 1 回円卓会議を開催した。同会議には連邦政府機関、金融機関、大学などからも含め約 100 名の参加があり、アメリカ側参加者から高い評価を得、日米関係の発展に大きく貢献した。 28 年 10 月には、第 2 回円卓会議を東京で開催し、約 100 名の参加があり、金融機関、研究機関等から日米 MBS 市場の動向、リバース・モーゲージの現状等について発表し、高い評価を得た。 ○タイ王国 SMC (第二次抵当公社) との間で 26 年 2 月に住宅金融に関する研究に係る情報交換等の了解覚書 (MOC) を締結した。26 年 5 月には、MOC に基づき、両国の住宅市場、経済動向、MBS 等について意見交換を実施した。 ○ミャンマーの CHDB (建設住宅開発銀行) 職員に対して 27 年 4 月にヤンゴンで住宅金融について講演を行い、また 27 年 11 月には国土交通省の招請に	
--	--	--	---	---	--

			た。併せて大使公邸でのレセプションが開催され、日米関係の発展に大きく貢献した。 ➤ 28 年 10 月 第 2 回円卓会議を東京で開催した。約 100 名の参加があり、金融機関、研究機関等から日米 MBS 市場の動向、リバース・モーゲージの現状等について発表し、高い評価を得た。 ○タイ王国 SMC（第二次抵当公社） ➤ 26 年 2 月 住宅金融に関する研究に係る情報交換等の了解覚書（MOC）を締結した。 ➤ 26 年 5 月 SMC のほかタイ財務省、タイ銀行（中央銀行）担当者が来訪し、両国の住宅金融市場等について意見交換を実施した。 ➤ 27 年 1 月 バンコクで開催された SMC 主催のセミナーで 宍戸理事長（当時）が講演した。 ○ミャンマー CHDB（建設住宅開発銀行） ➤ 27 年 1 月、28 年 1 月、29 年 3 月、ネピドーで開催された日緬建設次官級会合に国交省とともに参加し、日本の住宅金融について講演を行ったほか、CHDB と今後の協力関係について意見交換を実施した。 ➤ 27 年 4 月及び 28 年 9 月 ミャンマー（ヤンゴン）で CHDB 職員向けに住宅金融について講演した。 ➤ 27 年 11 月 国土交通省の招請により来日した CHDB 及びミャンマー建設省からの研修生 6 名を受け入れ、11 月 5 日～10 日に実務研修と情報交換を実施。同じく 28 年 11 月及び 29	より来日したミャンマー CHDB 及びミャンマー建設省からの研修生 6 名を受け入れ、実務研修と情報交換を実施した。28 年 11 月及び 29 年 3 月にも研修生を受け入れ、基礎編と応用編の実務研修を実施するなど、同国における住宅金融制度の整備に向けた支援等に尽力してミャンマー側からも好評を得た。 ○多くの住宅金融関連の国際会議や、2 国間の建設次官級会合、また個別国からの政府使節団来訪に際して、日本の住宅金融についての講演や住宅金融制度に関する意見交換等を行い、国際社会での日本や機構のプレゼンスの向上にも大きく貢献した。	
--	--	--	--	--	--

			年3月にも研修生を受入れ、基礎編と応用編の実務研修を実施した。 ➤平成28年9月 国土交通省住宅局、ミャンマー連邦共和国建設省都市・住宅開発局及びミャンマーCHDBとの四者間で、住宅金融に関する協力意図表明文書（Letter of Intent：LOI）を締結した。 ➤JICA のミャンマー住宅金融に関する支援プロジェクトのサポートとして、関係政府機関等との意見交換やセミナー等を通じて、支援内容の詳細の交渉や住宅金融制度の理解促進に関し、重要な役割を果たしている。 ○世界銀行、アジア開発銀行研究所（ADB I）、国際住宅金融連合（IUHF）、アジア太平洋住宅金融連合（APUHF）、アジア証券化機関連合（ASMMA）等が主催する多くの国際会議において講演を行ったほか情報発信・情報収集を行った。 ○国土交通省が主催した日露都市環境問題作業部会、日韓住宅会議、日尼建設次官級会合等において、機構がこれまで果たしてきた役割等について発表した。 ○ロシア、メキシコ、モンゴル、マレーシア、台湾、中国等の個別国からの政府使節団等の来訪に際し、機構の概要等について説明した。 ○26年12月 東南アジアの住宅金融市場について、英文小冊子『Housing Finance Markets in Southeast Asian Countries』を作成し、国内外の有識者に配布		
--	--	--	--	--	--

				した。 ○ブルッキングス研究所（The Brookings Institution Press）が出版し、アジア開発銀行研究所（ADB I）が編纂した“The Housing Challenge in Emerging Asia: Options and Solutions”に寄稿。国内外の有識者から高い評価を得た。 ○J I C Aの課題別研修（住宅・住環境の改善と防災）で開発途上国の政府職員等向けに、また国別研修でミャンマー建設省職員、カンボジア国土整備・都市化・建設省職向けに日本の住宅金融などについて講演を行い、今後の協力体制構築に進展した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

【中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1－6	住宅融資保険業務
当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第3号

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標準処理期間内の処理 （計画値）	25日以内に8割以上	－	80%	80%	80%	80%	80%		予算額（百万円）	37,425	11,334	15,219	14,852	14,727
標準処理期間内の処理 （実績値）	－	100.0% （※第一期中期目標における標準処理期間は、30日以内）	94.2%	92.0%	98.8%	100.0%	97.5%		決算額（百万円）	45,797	10,772	11,996	14,020	17,585
達成率	－	－	117.8%	115.0%	123.5%	125.0%	121.8%		経常費用（百万円）	4,644	3,971	3,240	3,008	2,468
回収実績率 （第1順位） （計画値）	年度ごと 50%	－	50%	50%	50%	50%	50%		経常利益（百万円）	3,986	5,182	5,750	6,606	7,317
回収実績率 （第1順位） （実績値）	－	－	50.0%	65.3%	58.2%	56.3%	67.8%		行政サービス実施コスト（百万円）	△ 4,108	△ 4,530	△ 4,828	△ 1,332	△ 6,297
達成率	－	－	100.0%	130.6%	116.4%	112.6%	135.6%		従事人員数	44	45	42	43	43
回収実績率 （第1順位以外） （計画値）	年度ごと 20%	－	20%	20%	20%	20%	20%							
回収実績率 （第1順位以外） （実績値）	－	－	37.4%	44.8%	45.8%	48.6%	50.0%							
達成率	－	－	187.0%	224.0%	229.0%	243.0%	250.0%							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価

				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価		評価	
	① 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえて、次に掲げる業務を実施すること。 ア 証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等（フラット３５及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。 イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23 年法律第 32 号）（以下「高齢者住まい法」という。）の成立を受け、サービス付き	① 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえて、次に掲げる業務を実施する。 ア 証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等（フラット３５及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。 イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23 年法律第 32 号）（以下「高齢者住まい法」という。）の成立を受け、サービス付き	＜主な定量的指標＞ ・標準処理期間内の処理 ・回収実績率（第一順位） ・回収実績率（第一順位以外） ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 住宅融資保険業務について、中期計画に掲げる業務の実施及び保険金等の支払い等の目標達成に努めているか。	＜主要な業務実績＞ ・足下における民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等に関する住宅融資保険業務を適切に実施した。 ・民間による代替状況を把握するため、民間金融機関や民間金融機関の子会社である保証会社を除く民間保証会社等へアンケート調査等を実施し、引き続き、民間金融機関の融資業務を支援する必要があることを確認した。 ○リバースモーゲージ型住宅ローンの取組 ・高齢者の住替え（郊外の住宅から利便性の高い街中の住宅へ引っ越し等）の支援等のため、住宅の建設・購入資金を付保対象に追加した（平成27 年度予算事項。平成27 年４月から実施。）。23 の契約金融機関全てにおいて取り扱っている。 ・担保評価額に対する掛け目を従来の 50%のみから、50%又は 60%とするとともに、子世帯の住宅取得のための親世帯への融資（親世帯の住宅を担保）を付保対象に追加した（平成 28 年度予	＜自己評価＞ 評価：B 理由：次の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・アンケート調査等により確認した民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等に関する住宅融資保険業務を適切に実施した。 ・リバースモーゲージ型住宅ローンについては、民間金融機関における普及・促進を図るため、以下の商品改善を実施した。 その結果、24 年度当初の契約金融機関数は 1 機関のみであったが、28 年度末時点の契約金融機関数は合計 23 金融機関となり、2 期中の付保申請件数は 43 件、付保件数は 20 件となった。 ＜商品改善内容＞ ➤ 高齢者の住替え（郊外の住宅から利便性の高い街中の住宅へ引っ越し等）の支援等のため、住宅の建設・購入資金を付保対象に追加した。 ➤ 担保評価額に対する掛け目を従来の 50%のみから、50%又は 60%とするとともに、子世帯の住宅取得のための親世帯への融資（親世帯の住宅を担保）を付保対象に追加した。 ➤ 相続人がリバースモーゲ				

	高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施すること。	高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施する。		算事項。平成 28 年 4 月から実施。) ・相続人がリバースモーゲージ型住宅ローンを利用する親世帯から相続した債務の範囲を、担保物件の処分による回収資金に限定するノンリコース型を付保対象に追加した（平成 29 年度予算事項。平成 29 年 4 月から実施。) ・入居一時金については 28 年度末までに契約をしている 23 機関のうち 19 機関が取り扱っている。 ・年度別の金融機関との契約実績は次のとおり。 (平成 23 年度 1 機関) 平成 24 年度 0 機関 平成 25 年度 1 機関 平成 26 年度 4 機関 平成 27 年度 6 機関 平成 28 年度 11 機関 合計 23 機関 ・年度別の付保実績は次のとおり。 平成 24 年度 1 件 平成 25 年度 0 件 平成 26 年度 1 件 平成 27 年度 2 件 平成 28 年度 16 件 なお、平成 28 年度の付保申請件数は 39 件（平成 27 年度は 2 件）で累計の申請件数は 43 件となった。 ・保険金支払後の回収委託の廃止、法定相続人代表者へのカウンセリング	ージ型住宅ローンを利用する親世帯から相続した債務の範囲を、担保物件の処分による回収資金に限定するノンリコース型を付保対象に追加した。 ➤ 保険金支払後の回収委託の廃止、法定相続人代表者へのカウンセリングの任意化、増担保の導入、割賦法の規定を踏まえた抵当権の同順位設定、資金使途の組合せの拡充、やむを得ない理由により融資実行時に抵当権設定ができない場合の取扱いの対象化及び連帯保証人による債務引受の対象化を実施した。 ・既存住宅ストックの流通の促進を図るため、中古住宅を買い取り、リフォーム工事を実施した上で販売する買取再販事業者に対する融資を付保対象に追加し、2 金融機関が契約を締結した。 ・支払審査業務の効率化を実施し、24 年度から 28 年度までの全ての年度において、標準処理期間内での処理件数割合目標を達成した。 ・機構の関与を深化させた進捗管理を行い、早期に回収方針を策定すること等により、24 年度から 28 年度までの全ての年度において、回収実績率目標を達成し		
--	---	---	--	---	--	--	--

				の任意化、増担保の導入、割販法の規定を踏まえた抵当権の同順位設定等の見直しを行った（平成28年11月から実施）。 ・資金使途の組合せの拡充、やむを得ない理由により融資実行時に抵当権設定ができない場合の取扱いの対象化及び連帯保証人による債務引受の対象化を実施した（平成29年1月から実施）。 ○買取再販事業者に対する住宅融資保険の取組 ・中古住宅を買い取り、リフォーム工事を実施した上で販売する買取再販事業者に対する融資を付保対象に追加し、2つの金融機関が契約を締結した。（平成28年度予算事項。平成28年4月から実施。） ・付保申請件数は27件、付保実績件数は12件となった。 ○保険金支払審査 次のとおり効率化を実現することにより、平成24年度から平成28年度までの全ての年度において、標準処理期間内に処理した。 ・9割填補型について、「保険金支払審査項目を事前にチェックする仕組	た。 ・保険料率及び保険引受リスク量を四半期ごとにモニタリングを行い、実績反映型保険料の的確な運営及び保険料率の設定等に反映した。		
② 保険金の支払等 ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を引き続き設定すること。	② 保険金の支払等 ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を25日とし、その期間内						

		に案件の8割以上を処理する。		み」（「要件確認シート」を活用）を該当する全ての金融機関で実施した（平成26年度から）。 ・保険金支払請求以後の審査状況等に関するデータベースにより、進捗管理の徹底を図った。 ・保険金支払請求前に金融機関から事前相談があった場合は、円滑な支払審査を行うため、必要書類、手続等を案内した。			
イ	保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組むこと。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第1順位債権50%、第1順位以外債権20%を達成するように努めること。	イ	保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第1順位債権50%、第1順位以外債権20%を達成するように努める。）	○回収業務 次の取組により、平成24年度から平成28年度までの全ての年度において、回収実績率目標を達成した。 ・保険金支払請求に至っていない長期延滞債権全件について機構も状況把握をする等、機構の関与を深化させた進捗管理を行い、早期に回収方針を策定した。 ・保険金支払後は、お客さまの実情に応じて、任意売却等による物件処分を速やかに実施した。			
ウ	保険契約者である金融機関のモラルハザードを防止するとともに、住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保するため、付保割合等に応じた付保	ウ	実績反映型保険料の的確な運営及び保険料率のモニタリング態勢の整備を通じ、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である	・フラット35に係るパッケージ融資についても、実績反映型保険料率制度を導入した。 ・的確な付保審査及び債権管理の推進に加え、四半期毎に保険料率及び保険引受リスク量のモニタリング及び債務者属			

	の基準及び保険料率の設定に努めること。	金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。		性等の分析を踏まえ、実績反映型保険料率制度等における保険料率の検証及び設定を行った。			
--	---------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1－7	団体信用生命保険等業務
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第10号

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
								予算額（百万円）	263,807	264,087	186,569	186,123	186,800
								決算額（百万円）	234,762	249,797	180,591	177,914	158,923
								経常費用（百万円）	191,837	182,884	171,880	164,229	157,259
								経常利益（百万円）	△7,957	△9,181	△9,002	△8,770	△9,596
								行政サービス実施コ スト（百万円）	－	－	－	－	－
								従事人員数	27	26	24	24	24

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
						評価	
	① 証券化支援業務や住宅資金通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行うこと。	① 証券化支援業務や住宅資金通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担を負わせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 団体信用生命保険等の活用・適切な業務運営に努めているか。	＜主要な業務実績＞ ・中期目標期間を通じ、適切に団体信用生命保険等業務を実施した。 ・団信弁済業務については、迅速かつ円滑に実施した。 ・団信加入者確保に向けて、以下の取組を実施した。 ①フラット35の広報活動と連携し、金融機関及び住宅事業者に対して団信加入促進を継続的に依頼した。 ②機構の経営層が主要金融機関の経営層へ	＜自己評価＞ 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・適切に団体信用生命保険等業務を行った。 ・団信弁済業務については、迅速かつ円滑に実施した。 ・団信加入者確保に向けて、不加入希望者へのダイレクトメールによる加入勧奨やフラット35の周知活動と連携した金融機関及び住宅事業者に対する団信加入促進の依頼等を継続的に実施した。 ・団信加入勧奨チラシについ		

				の取組強化及び団信加入率の低い金融機関に対して個別の加入率を示した上での取組強化を依頼した。 ③金融機関等が活用する団信加入勧奨チラシについて、一般の生命保険と団信の違いを記載する、若年層向けにマンガ化する等のリニューアルを実施した。 ④不加入希望者に対し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。 ⑤熊本地震の被災者対応として、団信特約料を払込期限内に支払うことが困難な被災者の相談に丁寧に対応し、31 件のお客さまに払込期限猶予の特例措置を実施した。	て、一般の生命保険と団信の違いを記載する、若年層向けにマンガ化する等のリニューアルを実施した。 ・次のとおり団信制度の商品性を見直しを実施し、住宅ローン利用者にとって利用しやすい制度となるようにした。 ➤ 住宅ローン繰上完済時等における未経過期間分に相当する特約料を精算返戻する制度を 25 年 7 月から開始した。 ➤ 団信特約料のクレジットカードによる支払いの取扱いを 27 年 1 月から開始した。 ➤ 平成 29 年 10 月から、団信加入コストを金利に組み込むことを決定した。 ➤ 団信加入コストの金利組込と併せて、お客さまにわかりやすいように団信保障内容を見直した。		
	② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度となるよう、適切な業務運営を行うこと。	② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度を構築・維持するため、必要に応じ、住宅ローン利用者が利用しやすい制度となるよう、商品性を見直し等を行う。		・次のとおり団信制度の商品性を見直しを行った。 ①お客さまからのニーズの高かった住宅ローン繰上完済時等における未経過期間分に相当する特約料を精算返戻する制度について、平成 25 年 7 月から開始した。 ②団信特約料のクレジットカードによる支払いの取扱いを 27 年 1 月から開始した。 ③平成 27 年 10 月から 3			

				大疾病付機構団信の 支払事由に「急性心筋 梗塞もしくは脳卒中 の手術を受けたとき」 を追加した。 ④平成 29 年 10 月から、 団信加入コストを金 利に組み込むことを 決定した。 ⑤団信加入コストの金 利組込と併せて、お客 さまにわかりやすい ように団信保障内容 を見直した。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1－8	住宅資金融通業務等の実施
当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第9号まで、第2項第1号から第3号まで並びに附則第7条第2項

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
標準処理期 間内の処理 （マンショ ン共用部分） （計画値）	各年度 8 割 以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%		予算額（百万円）	1,122,390	687,351	652,397	652,618	669,019
標準処理期 間内の処理 （マンショ ン共用部分） （実績値）	－	93.8%	90.3%	94.8%	94.2%	97.7%	99.8%		決算額（百万円）	821,884	557,629	496,294	583,342	463,405
達成度	－	－	112.9%	118.5%	117.8%	122.1%	124.8%		経常費用（百万円）	32,315	26,518	25,452	25,156	24,702
標準処理期 間内の処理 （省エネ賃 貸・サ付） （計画値）	各年度 8 割 以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%		経常利益（百万円）	9,235	13,758	15,479	9,847	7,657
標準処理期 間内の処理 （省エネ賃 貸・サ付） （実績値）	－	89.2%	91.6%	87.1%	81.8%	88.1%	86.7%		行政サービス実施コ スト（百万円）	－	－	－	－	－
達成度	－	－	114.5%	108.9%	102.3%	110.1%	108.4%		従事人員数	194	193	188	187	188
標準処理期 間内の処理 （高齢者住 宅改良） （計画値）	各年度 8 割 以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%							
標準処理期	－	92.4%	86.3%	83.0%	100.0%	92.7%	98.0%							

	間内の処理 （高齢者住宅改良） (実績値)														
	達成度	－	－	107.9%	103.8%	125.0%	115.9%	122.5%							
	標準処理期間内の処理 （財形） (計画値)	各年度８割以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%							
	標準処理期間内の処理 （財形） (実績値)	－	94.4%	94.4%	87.8%	96.3%	100%	91.7%							
	達成度	－	－	118.0%	109.8%	120.4%	125.0%	114.6%							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施すること。 ① 国民生活の安定を図るための、災害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資業務を実施すること。	(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施する。 ① 国民生活の安定を図るための、地方公共団体及び受託金融機関との適切な連携を通じた、災害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減に資する	<主な定量的指標> - 標準処理期間内の処理（マンション共用部分） - 標準処理期間内の処理（省エネ賃貸・サ付） - 標準処理期間内の処理（高齢者住宅改良） - 標準処理期間内の処理（財形） <その他の指標> なし <評価の視点> 住宅資金融通業務等について、中期計画に掲げる業務の実施及び標準処理期間内処理の目標達成に努めているか。	<主要な業務実績> 自然災害への組織を挙げた対応、マンションの維持管理・再生への支援、地方創生につながる事業への支援、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を通じた高齢者の居住安定への支援等、政策的に重要度が高い業務を実施した。また、進捗管理の徹底等により、全年度で標準処理期間内の処理率目標を達成した。 東日本大震災に係る災害復興住宅融資及び災害復興宅地融資において、受付期間の延長（平成27年度末までから2年間延長し、平成29年度末まで。その後更に3年間延長し、平成32年度	<自己評価> 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い業務を実施した。 自然災害対応、災害発生に備えた地方公共団体との連携を実施した。 ➤ 島根県等の大雨災害（平成25年7月）、埼玉県越谷市等の突風災害（平成25年9月）、台風26号による東京都大島町の土砂災害（平成25年10月）、広島県の土砂災害（平成26年8月）、長野県神城断層地震（平成26年11月）、関	評価		評価	

		住宅の建設等に必要資金の融資業務を実施する。		末まで)を実施した。(平成 27 年 2 月、平成 29 年 4 月) また、災害復興住宅融資等の融資限度額の引上げを行った。(平成 26 年 4 月、平成 27 年 2 月) ・東日本大震災に係る災害復興住宅融資において、福島復興再生措置特別措置法に定める避難指示解除区域内に震災当時居住しており、かつ当該区域を含む市町村に住宅を建設または購入する者を融資対象として追加した。(平成 27 年 5 月) ・災害復興住宅融資において、中古住宅取得に併せたリフォーム資金を対象化した。(平成 28 年 2 月) ・災害の発生都度、被害状況を確認の上、速やかに融資制度を記者発表・ホームページ等で周知した。 ・特に、島根県等の大雨災害(平成 25 年 7 月)、埼玉県越谷市等の突風災害(平成 25 年 9 月)、台風 26 号による東京都大島町の土砂災害(平成 25 年 10 月)、広島県の土砂災害(平成 26 年 8 月)、長野県神城断層地震(平成 26 年 11 月)、関東・東北豪雨(平成	東・東北豪雨(平成 27 年 9 月)、熊本地震(平成 28 年 4 月)、平成 28 年台風第 10 号(平成 28 年 8 月)、鳥取県中部地震(平成 28 年 10 月)、糸魚川市大規模火災(平成 28 年 12 月)等の災害に対して、地方公共団体と連携し、現地での被災者向け相談会に参加する等適切に対応した。 ➤ 過去の災害対応時における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時からの地方公共団体との連携をより強固にしていくため、住宅金融公庫時代に各都道府県等と締結していた協定の内容を見直し、新たな「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」を順次締結する取組を実施した(平成 28 年度末で 65 団体と締結)。関東・東北豪雨、熊本地震においては、協定に基づき、管轄支店・センターを中心に、被災直後から地方公共団体と連携を図り、災害復興住宅融資等の情報提供や被災した地方公共団体と協同での相談体制の構築等を迅速に行った。 ➤ 平成 28 年熊本地震については、以下の対応を実施した。 ・熊本県及び熊本市との災害協定に基づき地方公共団体と連携し、災害復興住宅融資や返済方法	
--	--	------------------------	--	---	---	--

			27 年 9 月)、熊本地震(平成 28 年 4 月)、平成 28 年台風第 10 号(平成 28 年 8 月)、鳥取県中部地震(平成 28 年 10 月)、糸魚川市大規模火災(平成 28 年 12 月)等の大規模な災害に対して、現地支店を中心に地方公共団体等と連携し、被災者向け説明会や相談会等を開催するなど適切な対応を実施した。 ・過去の災害対応時における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時からの地方公共団体との連携をより強固にしていくため、住宅金融公庫時代に各公共団体と締結していた協定の内容を見直し、地方公共団体と新たな協定を順次締結する取組を実施した。平成 28 年度末で 46 都道府県及び 19 政令市等の合計 65 団体と協定書の再締結を実施している。 ・平成 28 年熊本地震の被害状況等を踏まえ、以下の対応を実施した。 ➤ 地震発生後、速やかに理事長を本部長とする被災者対応本部を設置した。併せて、九州支店に現地被災者対応本部を設置し被災者支援に向けた体制を構築した。	変更(災害特例)等の周知を行うとともに、相談窓口へ全国から職員を派遣した。(相談件数(平成 28 年度末現在):13 市区町村、552 回、2,579 組(累計)) ・平成 28 年熊本地震の被災者からの要望等を踏まえ、災害復興住宅融資について、以下の制度改革を実施した。(①から④は平成 28 年 10 月、⑤は平成 29 年 1 月実施) ①無担保融資の範囲を拡充した。 ②整地資金単独での融資を可能とした。 ③補修融資の複数回利用を可能とした。 ④被災者生活債権支援法に基づく長期避難世帯認定者を融資対象に追加した。 ⑤高齢者向け返済特例に災害復興住宅融資を追加し、それらを対象に無保証コース(ノンリコース型)を導入した。 ・高齢者向け返済特例についてマンション建替え等への融資を対象として、無保証コース(ノンリコース)を導入した。加えて融資限度額を 5,000 万円に上げた(平成 29 年 1 月)。 ・地方創生につながる事業への支援として以下の取組を	
--	--	--	--	--	--

			➤ 熊本県及び熊本市との災害協定に基づき地方公共団体と連携し、災害復興住宅融資や返済方法変更（災害特例）等の周知や相談窓口への職員派遣等を実施した。また、相談会への対応は、本店及び各支店からも職員を派遣し、組織を挙げて取り組んでいる。相談件数（平成 28 年度末現在）：13 市区町村、552 回、2,579 組（累計） ➤ 災害復興住宅融資を円滑に実施するために、金融機関窓口での受付体制及び受託地方公共団体等による工事審査体制を速やかに構築した。（受付金融機関数：24 機関（平成 29 年 3 月末時点）） ➤ 金融機関向け研修会（2 回）、受託地方公共団体・受託検査機関向け説明会（2 回） ➤ 熊本県、熊本県内の住宅関連団体等で構成される「熊本県地域型復興住宅推進協議会」に参画し、ガイドブック「くまもと型復興住宅」を作成した。（平成 29 年 1 月） ➤ 宅地被害への対応として、災害復興住宅融資（整地資金）及び宅	実施した。 ➤ 復興再開発事業に位置づけられている宮城県石巻市の 2 地区及び同県塩竈市の 1 地区について、機構が事業検討段階から積極的に関与し、民間金融機関からの資金調達が困難である準備組合への融資を実施し、東日本大震災からの復興に貢献した。 ➤ 関係権利者の合意形成が難航し、事業が進捗していなかった釧路市の優良建築物等整備事業において、機構が地方公共団体及び地域金融機関（地銀、信金、信組）と連携を図り、事業の初期段階から融資することで事業認可となり、円滑な事業進捗の環境整備に貢献し着工に至った。 ➤ まちづくり融資受理実績 平成 24 年度 328.7 億円（112 件、2,984 戸）→平成 28 年度 783.5 億円（234 件、5,390 戸） ➤ 再開発事業等における短期事業資金受理実績 平成 24 年度 70.7 億円（8 件、1,216 戸）→平成 28 年度 97.34 億円（8 件、1,554 戸） ・ 以下の取組を通じ、老朽化マンションの大規模修繕工事による適切な維持管理を支援した。 ➤ マンションすまい・る債積立組合が、マンション共用部分改良融資を利用する		
--	--	--	---	--	--	--

				地防災工事融資について、地方公共団体との連携の下、被災者への周知を図った。 ➤災害復興住宅融資（賃貸住宅）、マンション共用部分リフォーム融資について、業界団体等（全国賃貸住宅経営者協会連合会、マンション管理組合連合会、マンション管理業協会）を通じて周知を図った。（平成 28 年 5 月、6 月） ・平成 28 年熊本地震の被災者からの要望等を踏まえ、災害復興住宅融資について次の商品改善を実施した。 ➤被災者の手続及び費用の負担を軽減するため、無担保融資の範囲を拡充（融資額 100 万円未満→300 万円以下）した。 ➤被災住宅の段階的な補修に融資できるよう、補修融資の複数回利用を可能とした。（平成 28 年 10 月） ➤宅地被害が多く発生したことを踏まえ、整地資金についてを単独での融資を可能とした。（平成 28 年 10 月） ➤被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された方が災害復興住宅融資	場合の融資金利を引下げ【▲0.20%】（平成 27 年 1 月から実施） ➤お客さまの要望を踏まえ、契約時の管理組合理事長個人の印鑑押印廃止等の事務手続を改善した。（平成 28 年 1 月から実施） ➤管理組合等からの要望を踏まえ、マンションすまい・る債について管理組合の申請により応募後の書類を管理会社が代理受領できる制度を導入した。（平成 27 年 10 月から実施） 【マンション共用部分改良融資受理実績】 平成 24 年度：60.4 億円（242 件、13,295 戸）→平成 28 年度：119.5 億円（476 件、23,612 戸） 【マンションすまい・る債総申込数】 累計約 18,000 組合（うち保有中約 14,000 組合※平成 29 年 3 月末時点） ➤【マンションすまい・る債新規応募口数】 平成 24 年度：48,651 口→平成 28 年度：84,345 口 ・以下の取組を通じ、マンション・団地の再生等を支援した。 ➤埼玉県と「老朽化マンション管理適正化支援先導事業に係る相互協力に関する協定」を締結した。（平成 28 年 3 月締結） ➤横浜市の高経年団地再生	
--	--	--	--	--	--	--

	② 高齢者住まい法の成立を受けサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施すること。	② 高齢者住まい法の成立を受けサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施する。		を利用できることとした。（平成 28 年 10 月） ➤高齢被災者の自宅再建を支援するため、高齢者向け返済特例に、災害復興住宅融資を追加するとともに、それらを対象に無保証コース（ノンリコース）を導入した。（平成 29 年 1 月） ・上記取組により、平成 29 年 3 月末現在、平成 28 年熊本地震に係る災害復興住宅融資の受理件数は 1,311 件（資金交付済件数 197 件、18 億円）となった。 ○サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 ・事前相談の積極的活用、民間企業への出向研修による人材育成等を実施した。（平成 24 年度） ・抵当権同順位等による民間金融機関との協調融資制度や元金据置期間の導入、事業運営に必要なコストの見直しによる金利引下げを決定した。（平成 25 年度） ・事前相談の積極的活用及び抵当権同順位等による民間金融機関との協調融資の実施、金利水準の見直し等の制度改善に取り組んだ（平成 26 年度、平成 28 年度） ・平成 27 年 4 月から、サ	のための総合的な支援の実現を目的とした「よこはま団地再生コンソーシアム」設立に関与、参画した。（平成 28 年 12 月） ・進捗管理の徹底及び審査業務の効率化による審査のスピードアップに向けた取り組みを行った結果、平成 24 年度から平成 28 年度を通じて、全ての融資区分において、標準処理期間内の処理件数の割合の目標を達成した。特にマンション共用改良部分融資については、処理件数が増加（24 年度：238 件→28 年度：473 件）する中においても、処理率は上昇し、第二期中期目標期間実績（累計）では、目標水準を 2 割以上上回る処理率（96.1%）を達成した。		
--	--	--	--	---	--	--	--

			ービス付き高齢者向け賃貸住宅融資（施設共用型）の金利を一定に引き下げた。 ・サービス付き高齢者向け住宅の新規登録件数の増加が鈍化する中で、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資予約件数は平成 28 年度：38 件、1,922 戸（平成 24 年度：18 件、718 戸）となり、シェアは大幅に増加している。（平成 28 年度の戸数シェア 12.5%、平成 24 年度の戸数シェア 0.9%） ・地域におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給と事業運営を支援することを目的に、地域金融機関と協調融資に係る協定を締結した。 【協調融資にかかる協定締結先（平成 29 年 3 月末）】 48 機関（都市銀行：1 機関、地銀：19 機関、信金・信組：28 機関）（平成 27 年度：41 機関） ○高齢者住宅の改良等 ・耐震改修リフォーム融資の対象者に「中古住宅を借り上げて耐震改修工事をした上で賃貸する事業者」を追加した。（平成 27 年 6 月から実施） ・省エネ性能の高い子育て賃貸住宅に対する融資			
③ 賃貸住宅融資業務について、省エ	③ 賃貸住宅融資業務について、省エ					

	ネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。	ネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。		に限り、賃貸住宅融資業務を実施した。 ・民間による代替状況を把握するため、民間賃貸住宅事業者へのヒアリング調査等を実施したが、民間による代替が進んでいるとは言えず、引き続き機構融資を通じて、省エネ性能の高い子育て賃貸住宅の供給を支援する必要があることを確認した。 ・また、新築住宅・建築物の省エネ性能向上を推進する国の方針を踏まえ、賃貸住宅分野において省エネ性能の向上を誘導すべく、融資の対象となる省エネ基準を段階的に引き上げた。（平成 27 年 4 月からの引上げ及び平成 29 年 4 月からの引上げ）			
	④ 都市居住の再生・改善を図るための、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務及びマンションの共用部分の改良に必要な資金の融資業務については、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等（市街地再開発事業・防災街区整備事業、マンション	④ 都市居住の再生・改善を図るための、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務及びマンションの共用部分の改良に必要な資金の融資業務については、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等（市街地再開発事業・防災街区整備事業、マンション		○マンション建替え事業 ・合意形成に長期間を要するマンション建替え事業等に対し、建替え組合や保留床を取得する中小事業者が実施するものに限り実施した。 ・また、民間による代替状況を把握するため、機構が関与した事業割合の調査等を実施したが、民間による代替が進んでいるとは言えず、引き続き機構融資を通じて、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション			

	建替え・リフォーム事業、重点密集市街地等における建替え事業）について中小事業者が実施するものに限 り、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。	建替え・リフォーム事業、重点密集市街地等における建替え事業）について中小事業者が実施するものに限 り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。		建替え事業等（中小事業者が実施するものに限る。）を支援する必要があることを確認した。 ・高齢者向け返済特例についてマンション建替え等への融資を対象として、保証なしコース（ノンリコース）を導入するとともに、融資限度額を5,000 万円に引き上げた（平成 29 年 1 月）。 ・管理組合向けに高齢者向け返済特例に係る個別勉強会・相談会を実施した。制度改正（保証なしコースの新設）及び高齢者住宅財団の保証料等の改定があったことから、積極的な周知活動や個別の相談会での対応を行った。 ○再開発事業等 ・宮城県石巻市の中心市街地において再開発事業等が実施されている 2 地区について、機構が事業検討段階から積極的に関与し、民間金融機関からの資金調達が困難である準備組合への融資を実施し、東日本大震災における復興に貢献した。 ・中心市街地の空洞化が進み活性化が求められていた釧路市の優良建築物等整備事業において、機構が地方公共団体及び地域金融機関（地銀、			
--	---	---	--	--	--	--	--

			信金、信組）と連携を図り、事業の初動期段階から融資することで事業計画が構築され着工に至った。これにより、地方都市のまちなか居住の推進及び複合的施設整備により中心市街地活性化にも寄与した。 【再開発事業等における短期事業資金受理実績】 平成 24 年度 70.7 億円（8 件、1,216 戸）→平成 28 年度 97.34 億円（8 件、1,554 戸） ○マンション共用部分改良融資 ・マンション共用部分改良融資のうち、国の政策的に重要な耐震改修工事に係るもので(公財)マンション管理センターが保証人になる場合については、融資限度額を引き上げる制度改善を実施した。(一戸当たり 150 万円→500 万円)（平成 25 年 11 月から実施） ・老朽化マンションの大規模修繕工事のための計画的な積み立てを誘導するため、マンションすまい・る債積立組合が、マンション共用部分改良融資を利用する際に、融資金利の引下げを実施した。 [▲0.20%]（平成 27 年 1 月から実施） ・顧客からの要望が強かつ			
--	--	--	---	--	--	--

				た契約時の管理組合理 事長個人の印鑑押印廃 止等の事務手続改善等 の取組を実施した。（平 成 28 年 1 月から実施） ・大手管理会社、マンショ ン関連業界団体及び管 理組合に個別勉強会・研 修会を実施した。 平成 25 年度：計 53 回、平成 26 年度：約 70 回、平成 27 年度：約 150 回、平 成 28 年度：約 110 回 ・機構主催の管理組合向け セミナーを四大都市圏 （東京、大阪、福岡、愛 知）において開催 平成 25 年度：約 200 名、平 成 26 年度：約 230 名 【マンション共用部分改 良融資受理実績】 平成 24 年度：60.4 億円 （242 件、13,295 戸）→ 平成 28 年度：119.5 億 円（476 件、23,612 戸） 【まちづくり融資受理実 績】 平成 24 年度 328.7 億円 （112 件、2,984 戸）→ 平成 28 年度 783.5 億円 （234 件、5,390 戸） ・財形災害復興住宅融資に おいて、福島復興再生特 別措置法に定める避難 指示区域内に震災当時 居住していた者を融資 対象として追加した。 （平成 24 年 8 月） ・財形災害復興住宅融資に		
⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施すること。	⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施する。					

	(2) 業務の実施 ① 住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施すること。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこと。	(2) 業務の実施 ① 住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施する。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこととする。	において、福島復興再生特別措置法に定める避難指示解除区域内に震災当時居住しており、かつ当該区域を含む市町村に住宅を建設または購入する者を融資対象として追加した。(平成 27 年 5 月) ・中小企業勤労者向け融資金利を 0.2%引き下げる制度改正を実施した。(平成 26 年 4 月) ・子ども等を扶養する勤労者に対する融資金利を 0.2%引き下げる制度改正を実施した。(平成 27 年 7 月) ・住宅の耐震化等の住宅政策上の課題に適切に対応するため、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資等を行うとともに、地方公共団体、住宅関連業界団体、NPO 法人等と連携して、マンション建替えや大規模修繕に関するセミナー等を開催した。 ・以下の取組により、マンションすまい・る債の応募口数が増加した。 平成 24 年度：48,651 口 平成 25 年度：46,125 口 平成 26 年度：57,525 口 平成 27 年度：94,312 口 平成 28 年度：84,345 口 【マンションすまい・る債総申込数】			
--	---	--	---	--	--	--

				累計約 18,000 組合（うち保有中約 14,000 組合 ※平成 29 年 3 月末時点） ➤ マンション管理組合の代表者あてに送付していた応募後の書類について、マンション管理組合の申請によりマンション管理会社が代理で受領できる制度を導入した。 （平成 27 年 10 月から実施） ・埼玉県との「老朽化マンション管理適正化支援先導事業に係る相互協力に関する協定」を締結した。（平成 28 年 3 月） ・横浜市の高経年団地再生のための総合的な支援の実現を目的とした「よこはま団地再生コンソーシアム」設立に関与、参画した。（平成 28 年 12 月） ・勘定内の資金を有効活用することにより、業務を実施した。 ・災害復興に係る融資以外においては、財政融資資金に依存することなく融資を行っている。 ・進捗管理の徹底及び審査業務の効率化による審査のスピードアップに向けた取組みを行った結果、平成 24 年度から		
② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、機構が融資の申込みを受けた	② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それ					

	日からその決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該融資の審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の8割以上を処理すること。	ぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理する。 ア マンション共用部分改良融資 12日 イ 省エネ賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 45日 ウ 高齢者住宅改良融資 12日 エ 財形住宅融資 12日		平成 28 年度を通じて、全ての融資区分において、標準処理期間内の処理件数の割合の目標を達成した。特にマンション共用改良部分融資については、処理件数が増加（24 年度：238 件→28 年度：473 件）する中においても、処理率は上昇し、第二期中期目標期間実績（累計）では、目標水準を 2 割以上上回る処理率（96.1%）を達成した。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報															
1－9		経費率													
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第9号まで、第2項第1号及び第2号並びに附則第7条第2項													

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
	経費率 （計画値）	中期目標期 間の平均 0.40%以下	－	－	－	－	－	中期目標 期間の平均 0.40%以下	予算額（百万円）	1,122,390	687,351	652,397	652,618	669,019	
	経費率 （実績値） ※単年度	－	0.30%	0.32%	0.28%	0.30%	0.34%	0.38%	決算額（百万円）	821,884	557,629	496,294	583,342	463,405	
	経費率 （実績値） ※中期目標 期間平均	－	－	－	－	－	－	0.32%	経常費用（百万円）	32,315	26,518	25,452	25,156	24,702	
	達成度	－	－	－	－	－	－	125%	経常利益（百万円）	9,235	13,758	15,479	9,847	7,657	
									行政サービス実施コ スト（百万円）	－	－	－	－	－	
									従事人員数	194	193	188	187	188	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	直接融資業務（既 往債権管理勘定の既 融資を除く。）に係る 毎年度の経費率（事 務関係費、債券発行 関係費等の年度合計 額の融資した住宅ロ ーンの年間平均貸出 債権残高に対する割	直接融資業務（既 往債権管理勘定の既 融資を除く。）に 係る毎年度の経費 率（事務関係費、債 券発行関係費等の 年度合計額の融資 した住宅ローンの 年間平均貸出債権	<主な定量的指標> 経費率 <その他の指標> なし <評価の視点> 直接融資業務に係る毎 年度の経費率につい	<主要な業務実績> 直接融資業務（既往債権 管理勘定の既融資を除 く。）に係る経費率につい て、経費削減策の実施した ことにより、中期目標期間 の平均は 0.32%となり目 標を達成した。	<自己評価> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、 B評価とした。 直接融資業務に係る経費率 は、中期期間目標平均で 0.32%となり目標を達成し た。	評価		評価	

	合をいう。) について、中期目標期間の平均が0.40%以下とするように努めること。	残高に対する割合をいう。) について、中期目標期間の平均が 0.40 %以下とするように努める。	て、中期目標期間の平均が 0.40%以下とすよう努めているか				
--	---	--	--------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1―10	東日本大震災への的確な対応
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号及び第2項第1号

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
								予算額（百万円）	8,536,165	8,592,145	7,546,423	8,151,917	9,785,836
								決算額（百万円）	8,570,035	7,860,696	6,850,734	7,280,915	8,656,571
								経常費用（百万円）	962,900	856,428	762,954	691,117	617,476
								経常利益（百万円）	197,173	231,269	255,268	202,585	184,125
								行政サービス実施コ スト（百万円）	△129,582	△150,799	△187,210	△119,889	△107,858
								従事人員数	888	876	878	877	872

注）証券化支援勘定、財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定を合算した計数を記載。

予算額、決算額は支出額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
						評価	評価
	東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行うこと。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、災害復興宅地融資等の業務を適切に実施すること。	東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行う。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、災害復興宅地融資等の業務について、電話や面談による相談業務や、審査業務・融	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 東日本大震災への対応について、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行っているか。	<主要な業務実績> ・被災者の利便性向上のため、関係機関（地方公共団体、建築士団体、民間金融機関）と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供できる住宅再建相談会を実施した。 ・24年度以後28年度末まで延べ1,273回の現地相談会に職員を派遣し、6,217組のお客さまの相談を実施した。（住宅再建相談会及び防災集団移転	<自己評価> 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・被災者の利便性向上のため、関係機関（地方公共団体、建築士団体、民間金融機関）と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供できる住宅再建相談会を実施した。 (24年度以後28年度末まで延べ1,273回の現地相談会に職員を派遣し、6,217組のお客さまの相談を実施)		

	(2) 返済中の被災者への対応 被災者の状況に応じた返済方法の変更を適切に実施すること。 また、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。）等の手続に従い、適切な措置を講ずること。	資業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。 (2) 返済中の被災者への対応 被災者の状況に応じた返済方法の変更について、電話や面談による相談業務や、返済方法変更の審査業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。 また、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。）等の手続に従い、適切な措置を講ずる。		促進事業等の個別相談会等の合計) ・平成 24 年 4 月に東北支店に「東北復興支援室」を新設し、地方公共団体等との連携や調整業務等に対応した。 ・沿岸部における相談体制等を強化するため、平成 26 年 6 月に岩手県釜石市に三陸復興支援センターを設置した。 三陸復興支援センターでは、主に以下の取組を実施した。 ➤岩手県沿岸部での住宅再建相談会の実施及びその後のお客さまフォローを実施した。(相談実績累計：相談回数 150 回、相談組数 884 組) ➤防災集団移転促進事業等を実施する釜石市、大船渡市、大槌町など 7 市町と民間住宅の早期着工のための住宅ローンの円滑な実施へ向けた対応等に関する綿密な調整等を行った。平成 28 年度は防災集団移転促進事業等による宅地供給の本格化も踏まえ、地元住宅生産団体（陸前高田市建設業協会、上閉伊地域復興住宅協議会）、地元商工会（山田町、陸前高田市）と共同で被災	・平成 24 年 4 月に東北支店に「東北復興支援室」を新設し、地方公共団体等との連携や調整業務等に対応した。 ・沿岸部における相談対体制等を強化するため、平成 26 年 6 月に岩手県釜石市に三陸復興支援センターを設置し、特に防災集団移転促進事業等を実施する釜石市、大船渡市、大槌町など 7 市町と綿密な調整等を実施した。 ・防災集団移転促進事業（防集事業）において、執行上の課題となっていた住宅ローン完済前の土地等の抵当権抹消について、買取代金による繰上返済後に債務が残る場合でも抵当権の抹消ができること等のスキームを、機構の主導により地方公共団体や国と連携の上実現した。このスキームは、民間金融機関にも採り入れられ、被災地の復興を支援した。 ・被災地の早期復興、被災者の生活支援を図るため、国と調整の上、中間貯蔵施設予定内の土地等に係る抵当権抹消手続について、対応できるスキームを構築した。(防災集団移転促進事業への抵当権抹消手続と異なり、損失補償金のうち、7 割の前払い金での抵当権抹消を可能とした。) ・個人版私的整理ガイドラインの運用について、個別の事情を踏まえてきめ細やかに対応。特に、ガイドライン運営委員会において方向性が		
--	--	--	--	--	--	--	--

				者向け相談会を開催（合計 15 回実施）するなど地域に密着したきめ細やかな対応を実施した。その結果、特に山田町、大槌町及び釜石市において、災害復興住宅融資の申込受理件数が増加した。（3 市町の申込受理件数の合計：平成 27 年度 109 件→平成 28 年度 180 件） ➤ 岩手県内陸避難者支援センター（盛岡市）と連携した内陸への避難者に対する災害融資の周知を行った。 ➤ 平成 28 年 8 月に発生した台風第 10 号の被災者の相談対応を行った。 ・東日本大震災に係る災害復興住宅融資について、以下の制度改正等を実施した。 ➤ 融資対象として、福島復興再生措置特別措置法に定める避難指示区域内に居住していた者を追加した。（平成 24 年 3 月） ➤ 災害復興住宅融資の被災親族同居割増及び東日本大震災に係る災害復興住宅融資における整地資金の特例加算の新設による融資限度額の引上げを実施した。（平成 25 年 4 月） ➤ 東日本大震災に係る災	留保された案件についても、被災者の足下の状況を詳細に把握し、債権者（機構）の判断として債務整理を実施した。 ・福島特措法の改正（平成 27 年 5 月）に伴う制度変更の周知用チラシを作成し、機構ホームページ等で周知した。檜葉町とは避難指示解除に向けて避難者全世帯に対して郵送で災害復興住宅融資の周知を実施するなど、該当市町村と連携した周知を実施した。 ・東日本大震災において被災された方で返済が困難になった方へお客さまの状況に応じて丁寧に返済相談を行ない返済条件の変更（災害特例）を実施した。 ・災害特例適用者のうち、据置期間が終了予定の方に対し、ダイレクトメールによる返済開始のご案内を行うとともに、引き続き返済が困難な方に対しては、据置期間延長等を行う等、丁寧に対応した。 ・被災者の早期の住宅再建を支援するため、分筆登記完了前に土地売買契約を締結し、土地の引き渡しを行う事業に対しても土地の所有権移転登記及び抵当権設定登記前に、登記留保により、資金の受け取りを可能とする制度見直しを実施した。 ・千葉県浦安市が施行する市街地液状化対策事業（6 地区 471 宅地）について、浦	
--	--	--	--	---	---	--

				害復興住宅融資及び災害復興宅地融資において、受付期間の延長（平成 27 年度末までから 2 年間延長し、平成 29 年度末まで）、再延長（平成 29 年度末までから平成 32 年度末）を実施した。 ➤ 災害復興住宅融資等の融資限度額の引上げを行った。（平成 26 年 4 月、平成 27 年 2 月） ➤ 東日本大震災に係る災害復興住宅融資において、福島復興再生措置特別措置法に定める避難指示解除区域内に震災当時居住しており、かつ当該区域を含む市町村に住宅を建設または購入する者を融資対象として追加した。（平成 27 年 5 月） ➤ 災害復興住宅融資において、中古住宅取得に併せたリフォーム資金を対象化した。（平成 28 年 2 月） ・お客さまの申込手続を円滑に行うため、地域毎に金融機関担当者を対象とした研修会を実施した。 ・防災集団移転促進事業（防集事業）において、執行上の課題となっていた住宅ローン完済前の土地等の抵当権抹消について、買取代金による繰上返済後に債務が	安市との調整により、災害復興宅地融資等の手続を定め、事業対象者に当該融資の周知を実施した。また、浦安市内に店舗を持つ受託金融機関への説明を実施し、お客さまコールセンターにおいても、丁寧な電話相談を実施した。 また、融資額 300 万円以下の場合は無担保とする制度改正の実施も踏まえ、事業の対象者に対する説明会を実施し、融資説明、相談等を実施した。（合計 2 地区 3 回）		
--	--	--	--	--	--	--	--

			残る場合でも抵当権の抹消ができること等のスキームを、機構の主導により地方公共団体や国と連携の上実現した。 このスキームは、民間金融機関にも採り入れられ、被災地の復興を支援した。 - 被災地の早期復興、被災者の生活支援を図るため、国と調整の上、中間貯蔵施設予定内の土地等に係る抵当権抹消手続について、対応できるスキームを構築した。 （防災集団移転促進事業への抵当権抹消手続と異なり、損失補償金のうち、7割の前払い金での抵当権抹消を可能とした。） - 個人版私的整理ガイドラインの運用について、個別の事情を踏まえてきめ細やかに対応した（申請累計 376 件（24 年度から 28 年度までの累計：355 件）、弁済計画成立累計 355 件（24 年度から 28 年度までの累計：355 件））。特に、ガイドライン運営委員会において方向性が留保された案件についても、被災者の足下の状況を詳細に把握し、債権者（機構）の判断として債務整理を実施した。 - 災害専用ダイヤルによる東日本大震災に係る電			
--	--	--	---	--	--	--

			話相談を適切に対応した。 24 年度から 28 年度までの相談件数：39,843 件 ・被災された方の中にはインターネットを利用できる環境にない方がいることを踏まえ、25 年度から、フリーダイヤルでの対応で、各被災者のライフプランを踏まえた災害復興住宅融資の返済シミュレーションを行うサービス（希望者にはシミュレーション結果の郵送）を実施した。 （25 年度から 28 年度までの対応件数：553 件） ・福島特措法の改正（平成 27 年 5 月）に伴う制度変更の周知用チラシを作成し、機構ホームページ等で周知した。 ・東日本大震災において被災された方で返済が困難になった方へお客さまの状況に応じて丁寧に返済相談を行い、災害特例等の返済方法の変更を実施した（災害特例承認件数:6,184 件（震災発生後累計、平成 28 年度末）、(24 年度から 28 年度までの承認件数：1,828 件)）。 ・災害復興住宅融資及び災害特例適用者のうち、据置期間終了予定の方に対し、ダイレクトメールによる返済開始のご案内を		
--	--	--	---	--	--

				行うとともに、引き続き返済が困難な方に対しては、据置期間延長等を行う等、丁寧に対応した。 ・防災集団移転促進事業等では、被災者の早期の住宅再建を支援するため、分筆登記完了前に土地売買契約を締結し、土地の引き渡し～住宅着工を行う動きが見られる。当該事業を対象に、土地の所有権移転登記及び抵当権設定登記前に、登記留保により、資金の受け取りを可能とする制度見直しを実施した。当該手法は復興庁の「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」にも取り上げられ、民間金融機関等に対して参考とするよう要請するとともに、市町村にも周知された。機構も復興庁と連携し、被災３県の金融機関向け説明会を実施した。 ・地方公共団体が買戻特約を登記する場合における買戻件行使時の買戻代金を機構が直接受領することとした。（地方公共団体との覚書の締結） ・移転先が借地である場合の地主（地方公共団体）の同意に係る取り扱いを簡素化した。（地方公共団体との覚書締結）（７団体と締結）		
--	--	--	--	---	--	--

				・千葉県浦安市が施行する市街地液状化対策事業（6地区471宅地）について、浦安市との調整により、災害復興宅地融資等の手続を定め、事業対象者に当該融資の周知を図った。また、浦安市内に店舗を持つ受託金融機関に取扱いの説明を行うとともに、お客さまコールセンターにおいても、丁寧な電話相談（平成28年度累計で97組の相談）を実施した。この他、融資額300万円以下の場合は無担保とする制度改正（平成28年10月から実施）の実施も踏まえ、事業の対象者向け説明会を2地区において計3回実施した。市街地液状化対策事業の対象者による災害復興宅地融資は、平成29年3月末時点で22件の申込みを受け付けた。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2—1	組織運営の効率化								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進めること。 支店については、機構の主要な業務が直接融資業務から証券化支援業務に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めること。	住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進める。 支店については、機構の主要な業務が直接融資業務から証券化支援業務に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進める。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化及び、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえた平成 28 年度末までの北関東支店及び南九州支店の他支店との統合について進めているか。	<主要な業務実績> ・事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化について、24 年度に以下の取組を実施 ➤ まちづくり推進部のマンシヨン再生支援グループを廃止した。 ➤ 北海道支店、中国支店及び九州支店のまちづくり推進グループを廃止した。 ➤ 事業系直接融資の融資審査業務を審査部事業審査センターに集約し、各支店の事業審査グループを廃止した。 ・支店体制の見直しについては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 28 年 1 月に南九州支店を九州支店に統	<評定と根拠> 評定：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化については、平成 24 度以降取組を継続している。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、支店体制の見直しについて、平成 28 年 1 月に南九州支店を九州支店に統合し、北関東支店についても首都圏支店と統合した上で、本店部署として効率的・効果的な組織体制とした（平成 28 年 5 月実施）。	評定		評定	

				合し、北関東支店についても首都圏支店と統合した上で、本店部署として効率的・効果的な組織体制とした(平成 28 年 5 月実施)。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

【中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2—2		一般管理費等の低減、業務・システム最適化							

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費削減率 (計画値)	最終年度までに 15%以上削減（平成 23 年度比）	—	—	—	—	—	最終年度までに 15% 以上削減	
	一般管理費削減率 (実績値)	—		10.8%	8.0%	7.7%	14.7%	19.4%	
	達成度	—	—	—	—	—	—	129.3%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価		評価	
	2. 一般管理費等の低減 (1) 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。）については、平成 23 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 15%以上削減すること。 (2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その削減を徹底すること。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した	2. 一般管理費等の低減 (1) 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。）については、業務運営全体の効率化を図ることにより、平成 23 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 15%以上削減する。 (2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その削減を徹底する。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が	<主な定量的指標> 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。） <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費等の低減及び業務・システム最適化に努めているか。	<主要な業務実績> 一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、平成 28 年度末時点で平成 23 年度に比べ、一般管理費を 19.4%削減し、目標を達成した。	<評価と根拠> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、平成 28 年度末時点で平成 23 年度に比べて 19.4%削減し目標を達成した。 ・業務・システム最適化計画の基本理念に基づき、IT 基盤を整備し、IT 戦略委員会の設置等によりガバナンスの強化を図った。 ・システム調達対象案件について、全ての年度において、全件、競争性の高い調達方式を採用した。				

	方が効率的と考えられる債権管理回収業務等の業務は、積極的に外部機関への委託を進めることにより、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進すること。	効率的と考えられる債権管理回収業務について、外部の有識者の知見を活用する等透明性の高い方法により債権回収会社を選定し、その委託を積極的に進めるなど、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進する。					
	3. 業務・システム最適化 (1) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき策定した業務・システムに関する最適化計画(以下「最適化計画」という。)を引き続き着実に実施すること。 (2) 最適化計画におけるシステム調達方式の見直し及び徹底した業務改革の断行を継続するとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、	3. 業務・システム最適化 (1) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき策定した業務・システムに関する最適化計画(以下「最適化計画」という。)を引き続き着実に実施する。 (2) 最適化計画におけるシステム調達方式の見直し及び徹底した業務改革の断行を継続するとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、		・業務・システム最適化計画の基本理念に基づき、新たな情報系システムの導入やシステムの基盤統合等のIT基盤を整備するとともに、IT戦略委員会の設置等によりガバナンスの強化を図った。 ・総合オンラインシステムのサーバ化及び機構内に設置されたシステムのサーバ機器の統合プロジェクトについては順調に進捗している。 ・システム調達対象案件について、全件、競争性の高い調達方式を採用した。(24年度：25件、25年度：28件、26年度：9件、27年度：7件、28年度：21件)			

	システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現すること。	システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。 (3) 職員の I T リテラシー向上、内部人材のレベルアップを図るため、研修等を実施する。		・人材育成のための計画の作成のうえ、外部知見を有する有識者を交えた勉強会や内部職員向け勉強会を実施するとともに、職員を外部研修へ参加させた。			
--	------------------------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2－3		入札及び契約の適正化							

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価		評価	
	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、透明性及び公正な競争を確保し不正行為の予防を推進しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化を推進すること。	(1) 調達等合理化計画（「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会の審議等を踏まえて毎年度策定するものをいう。以下同じ。）に基づく PDCA サイクルによる取組等を通じて公正性及び透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化を推進する。 (2) 調達等合理化計画及び事業年度終	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 入札及び契約の適正化・公表に努めているか。	<主要な業務実績> ・ 24～26 年度は随意契約等見直し計画に基づき、入札及び契約の適正化を着実に実施した。27 年度には、政府の方針に基づき、新たに「調達等合理化計画」を策定し、併せて中期目標・中期計画を変更した。以降、調達等合理化計画を見直し、契約監視委員会の審議を踏まえ策定し、同計画に基づき PDCA サイクルによる取組みを実施した。 ・ 競争性のない随意契約の契約に占める割合は、金額ベースで 1.7%（28 年度）となっている。件数ベースでも 5.3%（28 年度）となっており、全独立行政法人の平均（平成 26 年度実績）（件数比：20%、金額比：17.5%）を下回り、調達等合理化計画の目標を達成した。	<評価と根拠> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・ 24～26 年度は随意契約等見直し計画に基づき、入札及び契約の適正化を着実に実施。 ・ 27 年度には政府の方針に基づき、新たに「調達等合理化計画」を策定し、併せて中期目標・中期計画を変更した。 ・ 競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものを除き行わないこととし、継続的に取り組んだ結果、随意契約等見直し計画及び調達等合理化計画における評価指標を達成した。 ・ 一者応札・応募案件についても、改善法策を策定し、契約監視委員会の点				

		了後に実施する自己評価の結果についてホームページ上で公表する。		・また、一者応札・応募案件についても、改善方策を策定し、契約監視委員会の点検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得ている。 ・各年度の調達等合理化計画及び自己評価結果について、ホームページで公表した。	検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得た。		
--	--	---------------------------------	--	--	--------------------------	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2－4		適切な内部統制の実施、積極的な情報公開							

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、機構において業務の内部点検を定期的に実施すること。また、その結果を踏まえ、業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じ、ガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図ること。 なお、第一期中期目標期間中に発生した事案に鑑み職員不祥事再発防止のためのコンプライアンス	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、実施状況の点検を四半期ごとの年度計画についての点検とあわせて行う。また、その結果を踏まえ業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じ、ガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図る。 コンプライアンスに係る取組については、外部有識者の意見を踏まえ、理	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 適切な内部統制の実施、積極的な情報公開に努めているか	<主要な業務実績> 内部統制基本方針に基づき、適切な内部統制の取組を進めるとともに、過去に発生した不祥事や 25 年度に判明した不適切な事務処理事案を踏まえ、予防的統制、発見的統制及び例外管理の観点から内部統制の高度化に向けて組織を挙げて取組みを実施した。 ○予防的統制 ①審査センターにおける不適切な事務処理を踏まえた取組（25 年度措置） ・決裁権限の委譲：審査センター長の決裁権限の一部をグループ長・推進役に委譲して、審査センター長は部下の日常業務のモニタリングを行うなど、よりマネジメントに注力できる態勢を整備した。 ・システムオペレーションの変	<評定と根拠> 評定：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・過去に発生した不祥事や不適切な事務処理事案を踏まえて、決裁権限の見直し、システムオペレーションの変更、人事管理の徹底による再発防止、現場感覚と乖離したルール等の見直し等の「予防的統制」の観点及び各所属長を点検実施責任者とする内部自主点検、内部監査における法人文書や個人情報の管理状況の確認等の「発見的統制」の観点から統制環境を整備した。 ・権限委譲に併せて行う「例外管理」の実施に際して、外部環境の変化等に対応し、業務の有効性及び効率	評定		評定	

	の取組について、点検・検証を行い、必要に応じて、随時、取組方策の見直しを行うこと。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、毎年度の実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定し、実施していく。 なお、コンプライアンスプログラムには、職員不祥事再発防止のためのコンプライアンスの徹底、営業行動管理、人事管理及び情報管理に係る具体的な取組事項を盛り込み、組織を挙げて再発防止に取り組むとともに、四半期ごとに取組状況を点検するほか、毎年度1回、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証の上、適宜、取組方策について必要な見直しを行う。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		更：予防的統制の観点から、審査結果の確定について担当者の申請と管理職者等の承認がある場合のみシステム入力が可能となるようシステムオペレーションを変更した。 ②過去に発生した不祥事を踏まえた取組 ・人事管理の徹底による再発防止：過去の収賄事件を踏まえ、懸念・不審情報があった場合の情報共有の徹底、内部通報制度の周知徹底、所属長及び人事部署による職員との面談の実施、退職者アンケートの実施等の人事管理を徹底した。 ・機構全体のコンプライアンスを徹底・定着させるための行動計画として、職員不祥事の再発防止策を含むコンプライアンスプログラムを外部有識者の意見を踏まえて策定し、職員不祥事に関連するテーマによるケースメソッド方式のミーティング等を実施した。P Cの起動時に一問一答形式で行うドリルを26 年度より実施した。内部統制、不祥事の防止等に係る研修を e-ラーニングを活用した形式で 27 年度から実施した。 ③統制環境の整備に向けた取組 ・決裁権限の委譲 業務内容に応じて、役割を適切に分担することにより、グ	性を改善する取組として、カイゼン活動を積極的に推進した。 【カイゼン件数】 、24 年度：147 件、25 年度：363 件、26 年度：967 件、27 年度：1,711 件、28 年度：2,112 件 ・コンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンスの徹底、コンプライアンス意識の向上に資する取組を着実に実施した。 ・「国民を守る情報セキュリティ戦略」、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを整備するとともに、平成 28 年度以降情報セキュリティ対策推進計画に基づく情報セキュリティ対策を実施した。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会として、平成 26 年 4 月に事業運営審議委員会を設置し、事業運営の妥当性を審議するとともに、審議概要をホームページに公表（26 年度 3 回、27 年度 2 回、28 年度 2 回開催）した。 ・脆弱性診断及び標的型攻撃メール訓練や研修を実施し、その結果を踏まえ、	
--	---	--	--	--	---	--

			ループ内の業務が円滑に執行できる環境の整備・充実を図るとともに、管理職者による主体的なマネジメントを一層強化するための時間確保及び非管理職者が権限と責任のある業務を担当することによるモチベーション向上を目的として決裁権限の見直しを実施した。 ➤ 本店部署内の所掌事務の決裁事項について管理職へ委譲（25 年度実施）（計 38 項目） ➤ 25 年度の取組状況を踏まえ、審査センター長の権限委譲を更に推進（26 年度実施） ➤ 支店グループ長の決裁事項のうち、検印的な確認・照合業務に該当する事項を管理職から非管理職へ委譲（26 年度実施）（計 26 項目） ➤ 25 年度に見直しを実施した本店部署における所掌事務の決裁事項について、業務に係る状況変化や決裁権限の適正性を検証し、委譲事項を拡大（27 年度実施）（計 18 項目） ➤ 本支店のグループ長決裁事項のうち、判断が容易で、かつ、範囲が限定的であるものについて、総括又は業務主任に権限を委譲（28 年 7 月から実施）（計 32 項目）（29 年 4 月から 2 項目を追加） ➤ 26 年度に実施したグループ長の決裁事項のうち、検	標的型攻撃への対応手順を見直した。 ・財務内容等、機構の業務内容や経営状況等について、日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページにより情報を公開した。 ・業務委託先における情報漏えい事案への対応に関して、事案の公表、再発防止策の指示及び立ち入り検査の実施等、適切に対応した。結果として、情報漏えいによる二次被害は発生してない。		
--	--	--	---	--	--	--

				印的な確認・照合に該当する事項の管理職から非管理職への委譲について、本店部署も対象とした上で、項目数を追加（28 年度実施）（計 12 項目） ・システムオペレーションの変更 審査センターの事案を踏まえ、お客さま等からの申請を受け、機構において承認等を行う業務のうち、潜在的な不正リスクがあり、かつ、不正があった場合に影響が大きいと想定される業務について、担当者と管理職者等によるシステムオペレーションが必要な仕様に変更する等の準備を 26 年度に完了し、不正防止策を 27 年度から実施した。 ・現場感覚と乖離したルール等の見直し 現場の実態や感覚と乖離して過剰な負担を強いている等の原因となっているルールの洗い出し（138 件）及び見直しを実施するとともに各部署において、継続的なルールの見直しに向けたモニタリングを継続的に行うための態勢を構築し、取組を実施した。（26 年度中に洗い出し、全件について対応済） ・職員への啓発による統制環境の整備・充実 ➤ 経営に対する職員の意識を高め、現場力の向上に繋げることを目的として、経営上のトピックスをまとめた情報通信を発行し全		
--	--	--	--	---	--	--

				社掲示板への掲載や全部署で勉強会を開催した。 (25 年度 6 回、26 年度 24 回、27 年度 24 回、28 年度 19 回) ○発見的統制 ・自部署での点検 自部署における内部統制の状況を自ら点検するため、各所属長を点検実施責任者とする内部自主点検を実施。民間金融機関の運用を踏まえ、不正防止の観点から、自部署執務室内の個人デスク等の点検や長期休暇の取得の徹底について検討し、26 年度より実施した。 ・検査的視点の強化等 内部自主点検や実地点検・モニタリングの実施状況やその有効性を加味し、発見的統制を意識した監査を実施した。 ○例外管理 ・通常は部下に権限を委譲し、部下からは例外的な案件を報告させ、内容によっては上位者が自ら管理に当たる「例外管理」を行うことが、マネジメント上有効とされていることから、権限委譲と併せて例外管理の実施について 25 年度より規定化した。 ・外部環境の変化等に的確に対応し、事務品質及び業務の効率性向上に資する取組として、年間を通じた現場でのカイゼン活動を積極的に推進した。		
--	--	--	--	--	--	--

			・平成 24 年度からカイゼンマインドの一層の向上と職員間の相互啓発を図る場として「カイゼン発表全国大会」を年に 1 度開催し、外部からも遠藤功氏（株式会社ローランド・ベルガー日本法人会長）に来賓として講評いただいたほか、複数の有識者も視察に訪れた。 ・機構のカイゼン事例は遠藤氏の書籍「現場論」（東洋経済新報社：平成 26 年 11 月出版）の中で紹介されたほか、平成 29 年 2 月に開催された第 9 回独法評価制度委員会において、個別の法人の優れた取組事例として委員会の中で発表する機会を与えられ、委員全員から高い評価を得た。 ・また、活動推進に当たり全部署のカイゼンリーダーを集めた研修を主催し、他部署の良い事例の発表や先進的な他企業の取組に触れる機会を設けた。 【カイゼン件数】24 年度：147 件、25 年度：363 件、26 年度：967 件、27 年度：1,711 件、28 年度：2,112 件 ○事業運営審議委員会の設置 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会として、平成 26 年 4 月に事業運営審議委員会を設置し、事業運営の妥当性を審議するとともに、審議概要を		
--	--	--	---	--	--

				ホームページに公表した。 【開催回数】26 年度：3 回、 27 年度：2 回、28 年度：2 回 ○情報セキュリティ ・標的型攻撃を受けた場合に緊急かつ的確に対応するため、セキュリティの強化を図るとともに、専門緊急対応チーム「機構 CSIRT」（Computer Security Incident Response Team の略）を設置し、標的型攻撃への対応手順を定めた。 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成 28 年度版)等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを整備するとともに、平成 28 年度以降情報セキュリティ対策推進計画に基づく情報セキュリティ対策を実施した。 ・システムの脆弱性診断、職員への標的型攻撃メール訓練を実施し、訓練結果を踏まえ、標的型攻撃への対応手順を整備した。 ○財務内容、勘定ごとの財務状況の解説、中期目標・中期計画・年度計画等、機構の業務内容や経営状況等について、日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページにより情報を公開した。 ○業務委託先における情報漏えい事案への対応		
6．積極的な情報公開	6．積極的な情報公開	業務運営の透明性を確保するため、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、情報公開を積極的に推進すること。	業務運営の透明性を確保するため、説明責任の向上を図る見地から、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、情報公開を積極的に推進すること。			

		より、住宅ローン利用者を含めた国民に対して業務の内容や財務諸表等の経営状況に関する情報の公開を積極的に推進する。		(1)優良住宅ローンにおける個人情報漏えい事案への対応 ・機構が業務を委託している（株）優良住宅ローン（以下「優良ＪＬ」という。）において、利用する電子メール管理サーバに対して不正アクセスがあり、大量の個人情報が漏えいしたもの。 ・漏えい件数：37,168名分、漏えいした情報：返済に関する口座情報や融資情報等 ・機構における対応 ①機構内に副理事長を本部長とする「対応本部」を速やかにを設置し、関係役員及び関係部署間の情報共有等を実施 ②事案の公表 計３回 ③お客さまコールセンターにおける対応を実施 ④優良ＪＬに対して適切なお客さま対応を指示 ⑤是正勧告文を手交するとともに、再発防止策の策定を指示し、優良ＪＬが策定 ⑥再発防止策の定着状況を立ち入り検査で確認し、着実に実施していることを確認 ⑦当事案の発生を踏まえ、買取対象金融機関である貸金業者に対して、例年実施している書面調査に加え、当事案と同様の事象の発生防止を図る観点から追加調査を実施し、更に全貸金業者に対しても実地点検を実施 (2)GMOペイメントゲートウ		
--	--	--	--	---	--	--

				エイ株式会社における個人情報漏えい事案への対応 ・団信特約料のクレジットカード払いに係る事務を委託しているGMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下「GMO社」という。）において、GMO社が運営するクレジットカード支払いサイトに対して不正アクセスがあり、大量の個人情報の漏えいが判明したもの。 ・漏えいした件数：40,872 件、漏えいした情報：クレジットカード番号、有効期限 等 ・事案発覚後の機構における対応 ①機構内に副理事長を本部長とする「対応本部」を速やかに設置し、関係役員及び関係部署間の情報共有等を実施 ②事案の公表 計5回 ③お客さまに対してお詫びと今後のクレジットカードの支払いに関する手続の案内を送付 平成29年3月28日から支払い月が早いお客さまから順次発送し、平成29年4月12日までに発送を完了 ④GMO社が設置している機構団信カード払い特設ダイヤルでのお客さま対応を支援 ⑤機構職員及び外部の情報セキュリティアドバイザーが、GMO社に対し不正アクセスされたシステムを継続利用する場合の安		
--	--	--	--	--	--	--

				全性等のヒアリング ⑥平成29年5月19日機構に提出された「サイト再開に向けた最終報告書」を踏まえ、情報セキュリティアドバイザーの意見を得た上で、個人情報流出の原因分析及び技術面・運用面の再発防止策が十分であることを確認 ⑦お客さまへの周知、GMO社との委託内容の見直しを踏まえ、平成29年6月5日団信特約料カード払いサイトを再開 →(1)(2)両事案とも情報漏えいによる二次被害は発生していない（平成29年5月末現在）			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－1	収支改善								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）から承継した業務に係る経理を除く。）については、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消すること。 また、繰越欠損金の発生要因等を分析し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開すること。	(1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）から承継した業務に係る経理を除く。）については、証券化支援業務等の商品の見直し、業務運営の効率化の推進等により、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消する。 また、繰越欠損金の発生要因等を分析し、損失の状況、処理方法等については、ホームページを通じて、	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 収支改善について、中期計画に掲げる繰越欠損金に係る目標の達成及び損益状況等の公開に努めているか。	<主要な業務実績> ・既往債権管理勘定以外の勘定については、平成 24 年度に繰越欠損金を解消した上で、以降中期目標期間中、毎年度、当期総利益を計上し、平成 28 年度末において、3,674 億円の利益剰余金を計上している。 ・証券化支援事業（買取型）の信用リスク及びA L Mリスクについては、収益の発現に対して費用(損失) の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半に発生した利益でその後の損失を賄う収益構造となっている。このため、当初に発生する利益を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すことで、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図っている。 なお、第二期中期目標期間	<評定と根拠> 評定：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・以下のとおり、全ての勘定において繰越欠損金を解消し、中期目標を達成した。また全ての勘定で単年度黒字を六期連続で達成した。 ・既往債権管理勘定以外の勘定において、リスク管理債権の削減に向けた取組の強化、証券化支援事業の普及に向けて、組織一丸となって取り組んだ結果、繰越欠損金を解消し、平成 28 年度末において、3,674 億円の利益剰余金を計上した。 ・証券化支援事業(買取型)の信用リスク及び金利変	評定		評定	

		機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。		の最終年度である平成 28 年度決算を踏まえ、主務大臣と協議を行い、利益剰余金のうち、将来のリスク等に備え積立金を計上し、残余について国庫納付を行う予定である。 ・機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損益の状況、利益の処分方法等に関する情報を公開した。 (証券化支援事業の普及に向けた取組) ・金融機関、住宅関連事業者等を通じたお客さまへの制度周知、各種媒体を通じた広報活動、中小事業者への技術支援等を通じた良質な住宅への誘導を実施した。 ➤ フラット 3 5 の全ての申請件数に占めるフラット 3 5 S の申請割合は高水準で推移している。 (24年度：84.0%、25年度：72.4%、26年度：71.8%、27年度：82.1%、28年度：62.7%)、(借換融資を除く 24年度：90.6%、25年度：82.1%、26年度：83.8%、27年度：91.4%、28年度：89.5%) ・機構における審査日数の短縮化によりお客さまの利便性を向上させた。 ➤ 標準処理期間内処理割合 24年度86.3%、25年度81.2%、26年度83.4%、27	動リスクについては、収益の発現に対して費用の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半に発生した利益でその後の損失を賄う収益構造となっている。このため、当初に発生する利益を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すことで、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図っている。 ＜証券化支援事業の普及に向けた取組＞ ・金融機関、住宅関連事業者等を通じたお客さまへの制度周知、各種媒体を通じた広報活動、中小事業者への技術支援等を通じて良質な住宅へ誘導し、フラット 3 5 におけるフラット 3 5 S の申請割合は、高水準で推移している。 ・機構における審査日数の短縮化によりお客さまの利便性を向上させた。 ・I R による投資家数の拡大やM B S の平準化等の取組によるスプレッドは安定的に推移し、国債の金利が低下したことも相まって、お客さまに相対的に低い金利で住宅ローンを提供できた。 ・既往債権管理勘定においても、同様にリスク管理債	
--	--	--------------------------------	--	--	--	--

	(2) 既往債権管理勘定について繰越欠損金の解消に向けて債権管理・回収を的確に行うこと。 また、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開すること。	(2) 既往債権管理勘定については、借入者の個別状況を踏まえつつ、返済相談等を通じて新規延滞発生抑制を図り、また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却を進める等、債権管理・回収を的確に行うこと等により、繰越欠損金を着実に削減する。 また、損失の状況、処理方法等については、ホームページを通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。	年度90.9%、28年度91.6% ➤ 追加審査案件の機構における平均審査日数の短縮化 ・IRによる投資家数の拡大やMBSの平準化等の取組によるスプレッドは安定的に推移し、国債の金利が低下したことも相まって、お客さまに相対的に低い金利で住宅ローンを提供した。 ・既往債権管理勘定については、返済相談等を通じた新規延滞発生抑制、担保不動産の任意売却等の回収の取組等により、中期目標期間中、毎年度、当期総利益を計上しており、平成27年度において繰越欠損金を解消し、目標を達成した上で、平成28年度も利益を計上し、1,433億円の利益剰余金を計上した。 ・既往債権管理勘定における当期総利益については、今後、新たな国庫負担を発生させることなく、安定的に事業を終了させる観点から、将来の信用リスク等に備えて、利益剰余金部分を積立金とする予定である。 (リスク管理債権の削減に向けた取組) ・貸付金残高が減少を続ける一方、借入先に占める高齢者の増加等、相対的に削減が難しい債権の割合が増加しているため、本来であればリスク管理債権比率の増加が想定されるところ、次のような取組を継続した結果、リスク管	権の削減に向けた取組等により単年度黒字を達成（六期連続）し、平成27年度に初めて繰越欠損金を解消し、中期目標を達成し、平成28年度も利益を計上し、1,433億円の利益剰余金を計上した。 ＜リスク管理債権の削減に向けた取組＞ ・貸付金残高が減少を続ける一方、借入先に占める高齢者の増加等、相対的に削減が難しい債権の割合が増加しているため、本来であればリスク管理債権比率の増加が想定されるところ、次のような取組を継続した結果、リスク管理債権比率が改善し、貸付金残高の減少割合以上にリスク管理債権額も減少した。 ➤ 延滞が継続しているお客さまについて、アンケート形式の書面を活用した提案型カウンセリング等によりお客さまの実情に応じた家計の見直しや返済方法の変更を丁寧に提案した。 ➤ カウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さ		
--	---	---	--	--	--	--

				理債権比率が改善し、貸付金残高の減少割合以上にリスク管理債権額も減少した。 ➤ 延滞が継続しているお客さまについて、アンケート形式の書面を活用した提案型カウンセリング等によりお客さまの実情に応じた家計の見直しや返済方法の変更を丁寧に提案した。 ➤ カウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 ・機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開した。	まの立ち直りを支援した。		
--	--	--	--	--	---------------------	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－2		リスク管理の徹底等(1)～(3)							

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 機構の各種リスクを的確に管理するとともに、これらを統合的に管理する機能を強化すること。	(1) 機構の各種リスクを的確に管理するとともに、これらを統合的に管理する態勢を通じて、リスク管理機能を強化する。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 機構の各種リスクを的確に管理し、対応しているか。	<主要な業務実績> ・機構の各種リスクを統合的に管理するため、リスクの洗い出し、リスクの特定、モニタリング指標の設定及び管理体制整備のための年度方針を役員会で審議、策定し、これらに基づき定期的にモニタリングを実施した。また、機構内に設置した信用リスク管理委員会及びA L Mリスク管理委員会において各リスク管理のP D C Aを実践した。 ・不適正案件等を未然防止するための金融機関向け説明会、早期延滞発生率が基準を超えた金融機関に対する手数料減額などを通じて、与信審査の厳格化を図った。また、モニタリング結果等を踏まえた信用コストの設定並びに債権属性を踏まえたリス	<評価と根拠> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク、オペレーショナルリスク等について、月次・四半期・半期・年次毎にモニタリングを行い、その結果を各リスク管理委員会及び役員会に報告した。 ・信用リスクに適切に対応するため、モニタリング結果等を踏まえ、審査方針の見直し、信用コストの設定等を実施した。 ・フラット3 5及び賃貸住宅融資において、ストックから生ずるキャッシュフローのズレを、新規の資金調達時に事後的に調整す	評価		評価	

	又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行うこと。	の水準等を計測し、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行う。		クテイク方針及び審査方針の策定を行うことにより、信用リスクに適切に対応した。 ・債務者属性区分の細分化及び途上与信情報（条件緩和・延滞履歴等）のデフォルト確率への反映等を通じて、信用リスク計測の手法を高度化し、精度を大幅に向上させた。 ・住宅ローンに固有の特性であるデフォルトのシーズニング効果を踏まえ、証券化支援勘定の貸倒引当金について予想損失率を機構全勘定の平均毀損率で補正して計上する方法に見直した。	る仕組みを導入し、ALMの高度化を図った。 ・同一のキャッシュフローに基づき信用リスク及びALMリスクの両リスクを横断的に捉えるリスク横断的シミュレーションを実施し、これらのリスクの増加に対する財務上の耐性等を確認した。また、証券化支援勘定（買取型）では、永年で事業が継続する前提のシミュレーションを実施し、当該勘定の収益構造を把握するとともに、MBSクリーンアップ・コール行使の有無が財務に与える影響を分析した。		
	(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローン債権の証券化を進めること等により的確に管理すること。 既往債権管理勘定にあっては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずること。	(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローン債権の証券化や金利スワップ取引を活用した金利リスクのヘッジ等により的確に管理する。また、既往の資金の再調達・再運用と新規の資金調達を一体的に管理すること等により、ALM（資産・負債総合管理）の高度化を図る。 既往債権管理勘定にあっては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進		・フラット35及び賃貸住宅融資において、ストックから生ずるキャッシュフローのズレを、新規の資金調達時に事後的に調整する仕組みを導入し、ALMの高度化を図った。また、住宅ローンの証券化、複数の年限のSBの発行のほか、平成26年度には機構初となるシンジケートローンによる借入れを行い、資金調達の多様化を図るとともに、法人全体の資金繰り見通しのモニタリング方法・態勢を具体化し、新しい流動性リスク管理基準を策定し、金利リスク及び流動性リスクを的確に管理した。 ・市場環境等に応じて資金調達の年限を機動的に調整するALMオペレーションを実施し、それに対するモニタリングを実施し、市場リスクを的確に管理した。			

		め、必要な措置を講ずる。		・既往債権管理勘定の中長期的な資金ギャップに対応するため、S B及びシンジケートローンにより資金調達を行った。 ・金利シナリオやP Dシナリオを組み合わせ、同一のキャッシュフローに基づき、信用リスク及びA L Mリスクの両リスクを横断的に捉えたリスク横断的シミュレーションを行い、これらのリスクの増加に対する機構財務上の耐性等を確認した。また、証券化支援勘定（買取型）では、永年で事業が継続する前提のシミュレーションを実施し、当該勘定の収益構造を把握するとともに、M B S クリーンアップ・コール行使の有無が財務に与える影響を分析した。			
--	--	--------------	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

【中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－3	リスク管理の徹底等(4)～(9)								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	リスク管理債権削減率（既往）（計画値）	最終年度までに10%以上削減	－	－	－	－	－	10.0%以上削減	
	リスク管理債権削減率（既往）（実績値）	－		11.1%	26.1%	39.5%	49.6%	57.9%	
	達成度	－	－	－	－	－			
	リスク管理債権残高額比率（証券）（計画値）	最終年度までに3.6%以内	－	－	－	－	－	3.6%以内	
	リスク管理債権残高額比率（証券）（実績値）	－	1.20%	1.09%	1.0%	0.90%	0.83%	0.77%	
	達成度	－	－	－	－	－			
	リスク管理債権残高額比率（賃貸）（計画値）	最終年度までに3.6%以内	－	－	－	－	－	3.6%以内	
	リスク管理債権残高額比率（賃貸）（実績値）	－	1.31%	2.17%	1.84%	1.86%	1.85%	1.93%	
	達成度	－	－	－	－	－			

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価		評価	
	(4) 住宅ローン債権の回収業務を委託した外部機関の破綻リスクについて、適切に対応す	(4) 住宅ローン債権の回収業務の委託先については、経営状況等を適切に把握するととも	<主な定量的指標> ・リスク管理債権削減率（既往） ・リスク管理債権残高額比率（証券）	<主要な業務実績> ・新規参入申請金融機関については、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等の適合基準に基づき適切に審査を行い、	<評価と根拠> 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・既往債権残高の減少に伴				

	ること。 (5) 返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応等により新規延滞発生を抑制を図りつつ、担保不動産の任意売却等により延滞債権を削減するなど、的確な債権管理を実施すること。	に、万一委託先が破綻した場合には、業務の引受けが円滑に行われるよう事務処理の整備等の体制構築を図る。 (5) 借入者の個別の状況を踏まえつつ、的確な債権管理を行うことにより、延滞債権を削減する。借入者の生活再建の円滑化に向け、返済困難者や被災者等との返済相談や返済条件の変更等のきめ細やかな対応等により新規延滞発生を抑制を図る。また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、債権回収を的確に行う。	・リスク管理債権残高 額比率（賃貸） ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ リスク管理債権の削減等に努めているか。	既委託先金融機関については、行政処分状況、決算結果等の経営状況等のモニタリングを実施することにより、全委託先金融機関の経営状況を把握している。 ・平成 28 年度に委託先で発生した大量の個人情報漏えい事案を踏まえ、16 社のモーゲージバンクに対して個人情報の取扱いや管理体制等に関する実地調査を行った。 ・また、委託先が破綻した場合に備えて、事務処理マニュアルの見直しや担当部署における破綻時の初期対応に係る訓練を実施するなど適切に対応している。 ・返済相談等を通じてお客さまの実情を把握し、実情を考慮した返済計画の策定を行う等、返済継続を促す働きかけに取り組んだ。 ・延滞が継続しているお客さまについては、平成 25 年度から実施している提案型カウンセリング（お客さまの延滞の原因や生活状況を詳細に把握することにより、お客さまの状況に応じた家計の見直しや返済方法の変更を提案して解決に導くこと。）の取組を継続して進めた。なかでも、お客さまとのカウンセリングの機会を得るために、アンケート形式の督促状の活用や機構自ら直接督促状を送付してカウンセリングを行うなどのきめ細かな働きかけの結果、これまで督促	い、受託金融機関における従来の体制維持が難しい状況を踏まえ、金融機関のサービスの維持向上に取り組むとともに、機構自らもお客さまに丁寧に対応することで正常化率を高め、リスク管理債権を削減した。 ・具体的には以下のとおり、返済が困難になったお客さまへのきめ細かな対応を通じ、リスク管理債権の目標値を大幅に上回る削減を実現した。 [既往債権管理業務のリスク管理債権額] 対平成 23 年度末比▲57.9%（平成 28 年度）（目標▲10%以上） [証券化支援業務のリスク管理債権比率] 0.77%（平成 28 年度）（目標 3.6%以内） [賃貸住宅融資業務のリスク管理債権比率] 1.93%（平成 28 年度）（目標 3.6%以内） ・延滞が継続しているお客さまについて、平成 25 年度から提案型カウンセリングの取組を継続して進め、アンケート形式の督促状の活用や機構から直接督促状を送付してカウンセリングを行うなどのきめ細かな働きかけを実施した。督促に対して応答がなく状況が把握できなかったお客さまのうち、22%（平成 28 年度実績）が反		
--	---	---	---	---	---	--	--

				に対して応答がなく状況が把握できなかったお客さまのうち、22%（平成 28 年度実績）が反応して状況把握やカウンセリングの機会を得るなど、正常化を支援し、延滞を削減することができた。 - 金融円滑化法の適用期限終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を継続して適切に対応した。必要な相談体制の整備や実施状況の主務省報告を行ったほか、証券化支援業務の買取債権における元金据置中の金利引下げ（1 %引下げ）について、同法適用期間中は国費で対応していたが、終了後も機構の自助努力により金利引下げ（0.5%引下げ）を実施した。 - 丁寧なカウンセリングを背景とした的確な返済方法変更の適用を継続してきた結果、返済方法変更後の正常化率は高水準で推移している。個人向け直接融資債権に係る年度別の返済方法変更適用件数と変更後 4 年経過時点での正常化率は以下のとおり。 ➤ 平成 21 年度：25,494 件に適用 →平成 25 年度末時点で 77.86%が正常 ➤ 平成 22 年度：24,713 件に適用 →平成 26 年度末時点で 78.88%が正常 ➤ 平成 23 年度：14,537 件に	応して状況把握やカウンセリングの機会を得るなど、正常化を支援し、延滞を削減することができた。 - 金融円滑化法の適用期限終了後においても同法の趣旨を踏まえ、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を継続して適切に対応した。なお、買取債権における元金据置中の金利引下げ（1 %引下げ）について、金融円滑化の適用期間中は国費で対応していたが、終了後においても、機構の自助努力により金利引き下げ（0.5%引下げ）を実施した。 - 丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から「任意売却」の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 - 受託金融機関における延滞債権の削減及びお客さまサービスの維持向上を図るため、基本管理回収手数料及び特定管理回収事務取扱手数料の増額を行ったほか、民事再生手続に伴う原契約への復帰の事務、全額繰上償還請求手続、相続手続、住・MyNote 経由の一部繰上返済の取下時手続に係る業務委託	
--	--	--	--	---	---	--

				適用 →平成 27 年度末時点で 80.09%が正常 ➤ 平成 24 年度：9,741 件に適用 →平成 28 年度末時点で 78.21%が正常 ・カウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 ・受託金融機関における延滞債権の削減及びお客さまサービスの維持向上を図るため、基本管理回収手数料及び特定管理回収事務取扱手数料の増額を行ったほか、民事再生手続に伴う原契約への復帰の事務、全額繰上償還請求手続、相続手続、住・MyNote 経由の一部繰上返済の取下時手続に係る業務委託手数料を新たに創設した。 ・受託金融機関担当者向けに実践的な研修を開催し、債権管理業務の知識や丁寧なカウンセリングのノウハウ向上を促す取組を実施した。 (買取・既往共通) ・高齢のお客さまの住宅維持、生活維持を支援するため、リバースモーゲージ型（ノンリコース）の返済方法変更「シルバー返済特例」を創設した。 受託金融機関への業務負荷	手数料を新たに創設した。 ・高齢のお客さまの住宅維持、生活維持を支援するため、リバースモーゲージ型（ノンリコース）の返済方法変更「シルバー返済特例」を創設した。なお、カウンセリングは、受託金融機関への業務負荷軽減や、高齢者への丁寧な対応を行う観点から、機構職員自らが行うスキームとした。 (平成 29 年 4 月から実施) ・返済特例（返済期間の延長、元金据置き、金利引下げ）について、従来は経済事情の著しい変動等による返済困難事由に限定していたが、今後の高齢化を見据え、病気等による返済困難事由も対象とする拡充を行った（平成 29 年 4 月から実施）。 ・お客さまの負担軽減及び受託金融機関の事務負荷軽減の観点から、直接融資の支払方法変更手数料（最大 5,250 円）について、買取債権と同様に無料化することにより複数の手数料体系を解消し、制度を統一化した。 ・平成 28 年度熊本地震については、以下の取組を実施した。 ➤ 発災直後から、災害特例の提案により当面の返済を支援した。(28 年度の災害特例適用実績：331 件)		
--	--	--	--	--	--	--	--

			軽減や、高齢者への丁寧な対応を行うことを念頭に、カウンセリングは機構職員自らが行うスキームとした。（平成 29 年 4 月から実施） ・返済方法変更の主軸である返済特例（返済期間の延長、元金据置き、金利引下げ）について、従来は経済事情の著しい変動等による返済困難事由に限定していたが、今後の高齢化を見据えてこの取扱いを見直し、病気等による返済困難事由も対象とする拡充を行った。（平成 29 年 4 月から実施） （既往） ・お客さまの負担軽減及び受託金融機関の事務負荷軽減の観点から、直接融資の支払方法変更手数料（最大 5,250 円）について、買取債権と同様に無料化することにより複数の手数料体系を解消し、制度を統一化した。 <熊本地震への対応>（買取・既往共通） ・返済中のお客さまに、発災直後から、災害特例の提案により当面の返済を支援。 【28 年度の災害特例適用実績】 331 件 ・災害特例の申請期限は原則、発生日から 1 年だが、被災状況を鑑み、平成 31 年 4 月 15 日まで 2 年延長した。 ・ 6 月～7 月にかけて、被災した返済中のお客さま宛にお見舞い状を発送し、自然災害ガイドライン、災害特例などの支援策を周知した。	➤被災状況を鑑み、災害特例の申請期限（原則発生日から 1 年）を平成 31 年 4 月 15 日まで 2 年延長した。 ➤熊本県弁護士会、地元金融機関と自然災害ガイドライン個別説明会を共催するとともに、九州財務局、熊本県弁護士会と連携した自然災害ガイドライン相談会を開催した。 ➤被災地において住宅ローンのシェアの大きい地元金融機関 3 機関と連携し、主導的に意見交換会を開催する等、自然災害ガイドラインの円滑な運用に向けて調整を行った。 （自然災害ガイドライン件数 着手の申し出：127 件、債務整理開始：62 件、調停条項案への同意：24 件）		
--	--	--	--	--	--	--

	(6) 既往債権管理業務については、平成 23 年度末のリスク管理債権の残高額について、中期目標期間の最終年度までに 10% 以上削減すること。	(6) 既往債権管理業務については、平成 23 年度末のリスク管理債権の残高額について、新規の不良債権発生額を抑制しつつ、中期目標期間の最終年度までに 10% 以上削減する。		び債務の圧縮によるお客さまの事業再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 ・貸付金残高が減少を続ける一方、借入先に占める高齢者の増加等、相対的に削減が難しい債権の割合が増加しているため、本来であればリスク管理債権比率の増加が想定されるところ、返済相談の実施等により、新規の不良債権の発生を抑制しつつ、返済継続が困難な債権は債権回収会社への委託を活用し、任意売却等による回収の極大化を図った結果、リスク管理債権額は対平成 23 年度比で▲57.9%となった。 ※リスク管理債権額削減の推移（全て対平成 23 年度比） 24 年度▲11.1%、25 年度▲26.1%、26 年度▲39.5%、27 年度▲49.6%			
	(7) 証券化支援業務については、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制すること。	(7) 証券化支援業務については、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制する。		・住宅ローンの特性として、貸付後一定期間経過後（一般的に 7 年目から 10 年目）にデフォルトがピークに達する。買取債権にあっても、残高の増加につれ、貸付後一定期間経過後の債権が第二期の期首から大きく増加しており、本来であればリスク管理債権額が増加していくところ、買取審査の適切な実施、返済相談の実施等による延滞債権増の抑制に努めた結果、リスク管理債権比率は 0.77%			

	(8) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制すること。 (9) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証等を適切に実施すること。	(8) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制する。 (9) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証等を適切に実施する。	となった。 ※リスク管理債権の残高額の推移 24 年度 1.09%、25 年度 1.00%、26 年度 0.90%、27 年度 0.83% ・お客さまの財務内容の把握、個別債権ごとの進捗管理の実施により延滞債権削減に努めた結果、リスク管理債権比率は 1.93%となった。 ※リスク管理債権の残高額の推移 24 年度 2.17%、25 年度 1.84%、26 年度 1.86%、27 年度 1.85% ・福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から請求のあった債権について、債務の保証を適切に実施し、保証債務履行により発生する求償権については、物件の任意売却、競売等の回収手続を着実に実施した。			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

【中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
		(1) 予算 別表 1 のとおり (2) 収支計画 別表 2 のとおり (3) 資金計画 別表 3 のとおり	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> なし	<自己評価> 評価：－	評価		評価	

4. その他参考情報									
特になし									

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4－1	短期借入金の限度額								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
		(1) 短期借入金の限度額 15,000 億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 中期目標期間中に短期借入金の実績はない。	<自己評価> 評価：－	評価		評価	

4. その他参考情報									
特になし									

【中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）】

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4－2	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
		該当なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> なし	<自己評価> 評価：－	評価		評価	

4. その他参考情報	
特になし	

【中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
5－1	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
		南が丘第一宿舎（名古屋市）、南が丘第二宿舎（名古屋市）、木太宿舎（高松市）の処分を計画	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 平成 25 年 5 月に売却を完了した。	<自己評価> 評価：－	評価		評価	

4. その他参考情報									
特になし									

【中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
6－1	剰余金の使途								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
		決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> ・実績なし。	<自己評価> 評価：－	評価		評価	

4. その他参考情報									
特になし									

【中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）】

1．当事務及び事業に関する基本情報									
7－1	施設及び設備に関する計画								

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
		該当なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> なし	<自己評価> 評価：－	評価		評価	

4．その他参考情報									
特になし									

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
7－2		人事に関する事項							

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	人員数削減率 (計画値)	最終年度までに 5%以上削減	－	－	－	－	－	5%	
	人員数削減率 (実績値)	－		3.8%	4.3%	3.4%	3.4%	5.3%	
	達成率	－	－	－	－	－	－	5.3%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価		評価	
	(1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減すること。 (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。	(1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減する。 (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。	<主な定量的指標> 人員数削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 人事に関する事項について適切に取組を行っているか。	<主要な業務実績> ・計画的な人員の抑制により、中期目標期間における人員削減率目標は達成した。 (平成24年度期首比▲5.3%) ・人件費は前年度との執行状況を随時比較し、毎年度の執行状況を的確に管理した。 ・24年度・25年度は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに準じ、給与減額支給措置等を実施した。 ・給与水準について、対国家公務員指数の結果等について、検証の上、ホームページで公	<評価と根拠> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・計画的な人員の抑制により、平成28年度末の常勤職員数は、872人（平成24年度期首比▲5.3%）となり、中期目標を達成した。				
	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分							

	考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。 (4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材の活用を図るとともに、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図ること。	考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 (4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性のノウハウの蓄積や、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図る。	表した。 ・対国家公務員指数は、年齢・地域・学歴等勘案後以下のとおり。 24 年度:111.5 25 年度:111.0 26 年度:108.1 27 年度:108.9 28 年度:109.5 ・民間機関からの出向形式等により、団体信用生命保険、IT 分野における専門家を確保し、業務に関する支援、助言等を受けた。また、専門能力向上のための研修等を実施し、専門能力の向上が期待される職員に対しては、人材育成を意識した配置・ローテーションを実施した。			
--	---	---	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
7－3	機構法第 18 条第 1 項に規定する積立金の使途								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 平成 24 年 6 月 29 日付けで主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、団体信用生命保険等業務の財源に充てるため取り崩し、平成 28 年度末の同積立金は 285,679 百万円となった。	<自己評価> 評価：－	評価		評価	

4. その他参考情報									
特になし									

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
7—4	宿舎に関する事項								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	「国家公務員宿舎の削減計画」（平成23年12月1日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に40％程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定すること。	「国家公務員宿舎の削減計画」（平成23年12月1日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に40％程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定し、実行する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 宿舎に関する事項について適切に取組を行っているか。	<主要な業務実績> ・平成24年12月に以下のとおり「宿舎見直し計画」を策定した。 →宿舎入居年齢制限の導入（原則独身35歳・世帯50歳） →保有宿舎の廃止 第二期：15宿舎（91戸） 第三期：19宿舎（182戸） 合 計：34宿舎（273戸） ・平成28年4月から、宿舎入居年齢制限の適用を開始した。 ・15宿舎について計画どおり廃止し、熊本地震被災者の一時的住居として熊本県に使用許可を与えている水前寺第1宿舎及び帯山宿舎（ともに熊本市）を除く13宿舎について、平成29年3月末までに売却手続を完了した。	<評定と根拠> 評定：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・平成24年12月に「宿舎見直し計画」を策定した。 ・宿舎見直し計画に基づき、第二期中期目標期間中の廃止予定宿舎のうち15宿舎について計画どおり廃止し、熊本地震被災者の一時的住居として熊本県に使用許可を与えている水前寺第1宿舎及び帯山宿舎を除く13宿舎について、平成29年3月末までに売却手続を完了した。	評定		評定	

4. その他参考情報

特になし

【別表 1 ～ 3】

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【法人単位】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
収 入							
国庫補助金	220,025	59,452	14,588	130,869	23,800	23,624	252,333
政府出資金	125,276	50,403	34,511	6,689	-	-	91,603
財政融資資金借入金	1,050,000	70,200	67,500	49,500	39,600	35,000	261,800
民間借入金	451,500	110,200	90,800	88,200	112,700	126,000	527,900
住宅金融支援機構債券	7,563,250	2,364,954	1,769,755	1,401,816	2,402,772	2,983,436	10,922,733
住宅金融支援機構財形住宅債券	259,151	86,783	54,309	26,134	74,108	9,000	250,336
住宅金融支援機構住宅地債券	75,861	26,237	19,703	13,247	5,240	-	64,426
買取債権回収金	4,299,426	797,735	845,546	1,004,991	1,142,993	2,362,689	6,153,954
貸付回収金	11,179,873	3,451,615	2,751,690	2,288,823	2,006,242	1,899,313	12,397,684
業務収入	4,232,257	963,724	873,093	791,718	718,834	644,867	3,992,235
その他収入	1,439,019	236,401	385,140	571,513	788,550	627,425	2,609,029
計	30,895,637	8,217,704	6,906,634	6,373,500	7,314,839	8,711,354	37,524,030
支 出							
業務経費	786,191	163,560	152,848	139,984	141,507	142,095	739,994
証券化支援業務関係経費	136,829	23,650	24,113	22,169	26,879	28,575	125,385
住宅融資保険業務関係経費	34,765	3,354	3,435	2,711	1,819	1,685	13,004
財形住宅資金貸付業務関係経費	3,612	961	756	552	545	532	3,346
住宅資金貸付等業務関係経費	509,039	109,623	104,717	99,607	97,492	95,933	507,374
既往債権管理業務関係経費	101,947	25,971	19,828	14,945	14,772	15,370	90,885
買取債権	5,405,900	2,274,938	1,867,994	1,612,291	2,320,230	3,209,741	11,285,195
貸付金	1,859,318	240,570	154,259	148,897	185,674	203,313	932,714
借入金等償還	18,134,472	4,151,051	3,815,346	3,619,998	3,696,004	4,174,679	19,457,077
支払利息	3,317,782	760,203	681,593	604,971	524,548	439,108	3,010,424
一般管理費	16,348	2,863	2,931	2,986	2,817	2,785	14,382
人件費	51,359	9,329	10,134	13,539	9,890	10,059	52,951
その他支出	1,184,437	697,582	481,296	195,830	193,343	242,833	1,810,884
計	30,755,807	8,300,097	7,166,401	6,338,496	7,074,014	8,424,613	37,303,621

【人件費の見積り】

計画	期間中総額39,841百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
実績	期間中実績額は38,705百万円である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【証券化支援勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
収 入							
国庫補助金	85,425	9,494	14,588	123,469	23,800	23,624	194,975
政府出資金	118,676	49,803	34,511	6,689	-	-	91,003
財政融資資金借入金	-	-	-	-	-	-	-
民間借入金	-	-	-	10,000	46,000	-	56,000
住宅金融支援機構債券	5,249,520	2,107,717	1,669,701	1,401,194	2,274,998	2,604,136	10,057,746
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構住宅地債券	62,351	26,073	19,688	13,153	3,014	-	61,929
買取債権回収金	4,299,426	797,735	845,546	1,004,991	1,142,993	2,362,689	6,153,954
貸付回収金	-	-	-	-	-	-	-
業務収入	1,145,680	171,451	183,174	190,401	192,338	187,090	924,454
その他収入	1,188,125	297,308	326,641	391,831	292,193	280,359	1,588,331
計	12,149,202	3,459,581	3,093,850	3,141,728	3,975,336	5,457,897	19,128,392
支 出							
業務経費	141,094	24,757	25,044	22,926	27,508	29,090	129,325
証券化支援業務関係経費	141,094	24,757	25,044	22,926	27,508	29,090	129,325
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
買取債権	5,405,900	2,274,938	1,867,994	1,612,291	2,320,230	3,209,741	11,285,195
貸付金	-	-	-	-	-	-	-
借入金等償還	3,850,033	733,672	765,285	804,781	1,030,336	1,862,530	5,196,605
支払利息	1,222,720	212,166	215,447	218,374	217,962	200,264	1,064,213
一般管理費	7,603	1,214	1,292	1,373	1,403	1,459	6,741
人件費	24,763	4,240	4,748	6,462	5,056	5,280	25,786
その他支出	1,461,924	80,454	400,949	435,328	119,559	243,821	1,280,111
計	12,114,037	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185	18,987,975

【人件費の見積り】

計画	期間中総額19,200百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
実績	期間中実績額は18,938百万円である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【住宅融資保険勘定】

別表 1 予算

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
収 入							
国庫補助金	-	-	-	7,400	-	-	7,400
政府出資金	6,000	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	-	-	-	-	-	-	-
民間借入金	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構債券	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	-	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	-	-	-	-	-	-	-
業務収入	31,334	2,958	1,493	1,768	1,498	2,704	10,422
その他収入	81,630	33,500	11,343	5,080	12,074	24,367	86,364
計	118,964	36,459	12,836	14,248	13,573	27,071	104,186
支 出							
業務経費	34,765	3,354	3,435	2,711	1,819	1,685	13,004
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
住宅融資保険業務関係経費	34,765	3,354	3,435	2,711	1,819	1,685	13,004
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
買取債権	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-	-	-	-
借入金等償還	-	-	-	-	-	-	-
支払利息	-	-	-	-	-	-	-
一般管理費	1,116	173	131	147	137	146	735
人件費	1,335	301	337	421	325	377	1,761
その他支出	67,734	41,968	6,869	8,716	11,739	15,376	84,669
計	104,949	45,797	10,772	11,996	14,020	17,585	100,170

【人件費の見積り】

計画	期間中総額1,036百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
実績	期間中実績額は1,211百万円である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【財形住宅資金貸付勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
収 入							
国庫補助金	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	-	-	-	-	-	-	-
民間借入金	451,500	110,200	90,800	78,200	66,700	56,500	402,400
住宅金融支援機構債券	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	259,151	86,783	54,309	26,134	74,108	9,000	250,336
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	-	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	412,710	105,273	85,386	68,563	59,108	53,969	372,300
業務収入	44,026	10,886	8,016	6,045	4,645	3,585	33,177
その他収入	1,695	11	15,025	6	575	3	15,621
計	1,169,082	313,154	253,536	178,948	205,137	123,058	1,073,833
支 出							
業務経費	3,612	961	756	552	545	532	3,346
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	3,612	961	756	552	545	532	3,346
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
買取債権	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	39,744	184	599	283	281	293	1,640
借入金等償還	1,049,000	263,700	249,600	172,000	202,500	120,500	1,008,300
支払利息	24,616	5,688	3,832	2,725	2,070	1,452	15,767
一般管理費	973	167	131	143	137	133	711
人件費	1,987	364	382	493	350	336	1,924
その他支出	51,000	43,754	2	32	676	43	44,508
計	1,170,932	314,817	255,302	176,229	206,560	123,288	1,076,197

【人件費の見積り】

計画	期間中総額1,541百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
実績	期間中実績額は1,408百万円である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【住宅資金貸付等勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
収 入							
国庫補助金	134,600	53,900	-	-	-	-	53,900
政府出資金	600	600	-	-	-	-	600
財政融資資金借入金	1,050,000	70,200	67,500	49,500	39,600	35,000	261,800
民間借入金	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構債券	513,730	56,837	376	622	47,774	109,300	214,908
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構住宅地債券	13,510	163	14	94	2,226	-	2,497
買取債権回収金	-	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	783,390	230,170	141,517	138,796	162,114	212,534	885,131
業務収入	963,930	204,087	192,700	180,330	172,111	164,855	914,082
その他収入	442,969	124,710	106,118	140,885	132,161	169,998	673,873
計	3,902,729	740,667	508,225	510,226	555,986	691,687	3,006,791
支 出							
業務経費	933,420	194,949	183,990	174,064	165,492	159,550	878,045
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	933,420	194,949	183,990	174,064	165,492	159,550	878,045
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
買取債権	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	1,819,574	240,386	153,660	148,615	185,393	203,020	931,074
借入金等償還	611,864	128,461	41,504	49,306	96,590	114,413	430,275
支払利息	177,063	18,534	20,301	18,271	18,674	18,094	93,875
一般管理費	5,452	915	712	787	778	798	3,990
人件費	11,105	1,988	2,077	2,731	1,996	2,063	10,856
その他支出	407,216	162,358	138,994	109,858	80,443	41,633	533,285
計	3,965,696	747,593	541,237	503,631	549,367	539,572	2,881,399

【人件費の見積り】

計画	期間中総額8,615百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
実績	期間中実績額は7,957百万円である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【既往債権管理勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
収 入							
国庫補助金	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	-	-	-	-	-	-	-
民間借入金	-	-	-	-	-	69,500	69,500
住宅金融支援機構債券	1,800,000	200,400	99,678	-	80,000	270,000	650,078
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	-	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	9,983,772	3,116,172	2,524,786	2,081,465	1,785,020	1,632,810	11,140,253
業務収入	2,481,086	661,734	568,346	488,985	417,509	351,362	2,487,935
その他収入	736,565	5,272	550,444	482,134	503,199	337,514	1,878,563
計	15,001,423	3,983,578	3,743,254	3,052,584	2,785,728	2,661,185	16,226,330
支 出							
業務経費	101,947	25,971	19,828	14,945	14,772	15,370	90,885
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	-	-	-	-
既往債権管理業務関係経費	101,947	25,971	19,828	14,945	14,772	15,370	90,885
買取債権	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-	-	-	-
借入金等償還	12,623,574	3,025,218	2,758,956	2,593,911	2,366,577	2,077,235	12,821,898
支払利息	1,929,801	527,736	447,059	370,110	290,257	223,561	1,858,722
一般管理費	6,357	1,359	1,102	1,136	1,002	848	5,447
人件費	12,169	2,436	2,590	3,431	2,163	2,003	12,624
その他支出	172,107	593,464	553,863	85,806	128,161	122,510	1,483,805
計	14,845,955	4,176,185	3,783,398	3,069,339	2,802,932	2,441,526	16,273,381

【人件費の見積り】

計画	期間中総額9,449百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。
実績	期間中実績額は9,191百万円である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【法人単位】

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 (実績額)	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	平成24～28年度 実績額合計
収益の部	4,775,443	1,049,127	1,001,233	956,514	822,218	739,492	4,568,585
経常収益	4,770,650	1,049,010	1,000,897	943,767	822,071	737,607	4,553,352
資金運用収益	3,906,329	871,846	784,672	709,319	636,919	559,742	3,562,498
保険引受収益	412,397	102,425	93,137	92,725	85,509	84,763	458,559
役務取引等収益	4,801	930	806	736	666	608	3,746
補助金等収益	440,421	64,996	76,522	78,859	86,593	81,533	388,504
その他業務収益	620	97	39	48	42	36	262
その他経常収益	6,082	8,716	45,720	62,079	12,342	10,924	139,781
特別利益	4,792	118	336	12,747	147	1,885	15,233
その他特別利益	4,792	118	335	12,747	147	47	13,394
費用の部	4,387,814	847,855	764,509	682,760	615,050	546,551	3,456,726
経常費用	4,387,463	847,851	764,446	682,748	612,880	546,165	3,454,091
資金調達費用	2,996,821	671,889	600,201	524,969	451,896	380,504	2,629,459
保険引受費用	511,564	108,451	103,089	96,495	92,681	89,118	489,833
役務取引等費用	157,639	25,347	25,105	24,699	26,573	25,653	127,376
その他業務費用	51,240	16,758	9,903	8,879	12,334	14,519	62,393
営業経費	146,785	24,267	24,137	25,542	27,319	31,180	132,444
その他経常費用	523,414	1,140	2,012	2,164	2,078	5,191	12,586
特別損失	352	4	63	12	2,170	386	2,634
有形固定資産処分損	352	-	63	-	599	103	765
その他特別損失	-	-	-	-	-	-	-
純利益（又は純損失）	387,628	201,272	236,724	273,754	207,168	192,941	1,111,859
前中期目標期間繰越積立金取崩額	93,255	7,957	9,181	8,686	8,770	9,596	44,191
総利益（又は総損失）	480,884	209,229	245,906	282,440	215,938	202,537	1,156,050

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【証券化支援勘定】

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 (実績額)	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	平成24～28年度 実績額合計
収益の部	1,510,582	242,582	262,230	279,751	275,732	268,616	1,328,910
經常収益	1,510,582	242,465	261,893	273,274	275,584	266,731	1,319,948
資金運用収益	1,176,231	177,286	188,707	195,796	197,748	191,384	950,922
保険引受収益	6,054	2,376	354	4,160	1,908	257	9,055
役務取引等収益	124	23	20	18	15	14	91
政府補給金収益	-	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	321,865	62,133	72,063	72,463	75,149	74,208	356,016
その他業務収益	620	97	39	48	42	36	262
その他經常収益	5,688	549	710	788	722	833	3,602
特別利益	-	118	336	6,477	147	1,885	8,963
その他特別利益	-	118	335	6,477	147	47	7,124
費用の部	1,400,757	215,695	205,058	200,879	209,403	204,081	1,035,116
經常費用	1,398,767	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695	1,032,482
資金調達費用	985,074	148,124	158,257	159,185	158,574	151,517	775,657
保険引受費用	8,087	1,283	2,666	218	78	1,619	5,864
役務取引等費用	87,626	13,044	14,176	15,071	15,398	15,467	73,156
その他業務費用	45,969	12,729	9,961	9,500	12,340	13,600	58,130
営業経費	66,692	9,414	9,894	11,013	11,363	12,635	54,319
その他經常費用	205,318	31,098	10,041	5,880	9,479	8,857	65,356
特別損失	1,990	4	63	12	2,170	386	2,634
有形固定資産処分損	352	-	63	-	599	103	765
その他特別損失	1,638	-	-	-	-	-	-
純利益（又は純損失）	109,826	26,887	57,171	78,872	66,328	64,535	293,794
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
総利益（又は総損失）	109,826	26,887	57,171	78,872	66,328	64,535	293,794

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【住宅融資保険勘定】

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 (実績額)	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	平成24～28年度 実績額合計
収益の部	61,128	8,630	9,154	9,342	9,614	9,786	46,525
經常収益	61,014	8,630	9,154	8,990	9,614	9,786	46,173
資金運用収益	13,199	2,747	2,626	2,629	2,648	2,472	13,121
保険引受収益	47,776	5,842	6,523	5,392	1,572	6,238	25,567
役務取引等収益	-	-	-	-	-	-	-
政府補給金収益	-	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	20	-	944	5,389	1,070	7,423
その他業務収益	-	-	-	-	-	-	-
その他經常収益	39	20	5	26	5	6	62
特別利益	114	-	-	352	-	-	352
その他の特別利益	114	-	-	352	-	-	352
費用の部	48,278	4,644	3,971	3,240	3,008	2,468	17,332
經常費用	48,271	4,644	3,971	3,240	3,008	2,468	17,332
資金調達費用	-	-	-	-	-	-	-
保険引受費用	44,018	3,981	3,190	2,565	2,307	1,534	13,578
役務取引等費用	27	3	4	5	5	5	22
その他業務費用	-	-	-	-	-	-	-
営業経費	4,226	659	667	553	554	727	3,161
その他經常費用	-	-	111	116	142	202	570
特別損失	7	-	-	-	-	-	-
有形固定資産処分損	-	-	-	-	-	-	-
その他特別損失	7	-	-	-	-	-	-
純利益（又は純損失）	12,850	3,986	5,182	6,103	6,606	7,317	29,193
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
総利益（又は総損失）	12,850	3,986	5,182	6,103	6,606	7,317	29,193

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【財形住宅資金貸付勘定】

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
収益の部	45,328	11,131	8,242	6,739	4,827	3,714	34,655
經常収益	45,259	11,131	8,242	6,301	4,827	3,714	34,216
資金運用収益	44,644	10,611	7,808	5,881	4,543	3,483	32,327
保険引受収益	-	-	-	-	-	-	-
役務取引等収益	49	11	9	6	5	4	36
政府補給金収益	-	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	533	1	1	0	0	0	3
その他業務収益	-	-	-	-	-	-	-
その他經常収益	33	509	424	412	279	226	1,851
特別利益	68	-	-	439	-	-	439
その他特別利益	68	-	-	439	-	-	439
費用の部	33,952	6,899	4,943	3,773	3,178	2,517	21,310
經常費用	33,942	6,899	4,943	3,773	3,178	2,517	21,310
資金調達費用	25,480	5,906	3,996	2,856	2,201	1,544	16,503
保険引受費用	-	-	-	-	-	-	-
役務取引等費用	1,116	255	225	206	257	226	1,169
その他業務費用	46	11	8	5	17	3	45
営業経費	4,194	703	694	690	703	743	3,532
その他經常費用	3,107	24	20	17	0	-	61
特別損失	19	-	-	-	-	-	-
有形固定資産処分損	-	-	-	-	-	-	-
その他特別損失	19	-	-	-	-	-	-
純利益（又は純損失）	11,366	4,233	3,299	2,966	1,650	1,197	13,344
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
総利益（又は総損失）	11,366	4,233	3,299	2,966	1,650	1,197	13,344

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【住宅資金貸付等勘定】

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （予算額）	平成24～28年度 実績額合計 （28年度は予算額）
収益の部	1,120,922	217,755	209,962	203,187	188,132	178,017	997,054
經常収益	1,120,859	217,755	209,962	200,767	188,132	178,017	994,634
資金運用収益	230,246	33,593	31,584	29,561	27,230	24,143	146,111
保険引受収益	777,484	177,843	166,505	155,971	149,591	142,135	792,044
役務取引等収益	3,788	752	660	629	582	541	3,164
政府補給金収益	-	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	103,952	1,430	3,295	4,692	5,523	5,961	20,901
その他業務収益	-	-	-	-	-	-	-
その他經常収益	5,389	4,138	7,918	9,915	5,207	5,238	32,414
特別利益	63	-	-	2,420	-	-	2,420
その他特別利益	63	-	-	2,420	-	-	2,420
費用の部	1,176,462	217,489	204,364	193,377	186,151	179,187	980,569
經常費用	1,176,399	217,489	204,364	193,377	186,151	179,187	980,569
資金調達費用	177,912	16,998	17,609	17,806	17,762	17,187	87,362
保険引受費用	882,954	187,566	178,157	167,146	158,451	150,353	841,672
役務取引等費用	21,833	2,021	1,734	1,551	1,685	1,574	8,565
その他業務費用	2,796	4,220	327	17	224	469	5,256
営業経費	38,915	6,662	6,529	6,851	8,025	9,368	37,436
その他經常費用	51,990	22	8	7	4	236	277
特別損失	63	-	-	-	-	-	-
有形固定資産処分損	-	-	-	-	-	-	-
その他特別損失	63	-	-	-	-	-	-
純利益（又は純損失）	△ 55,540	266	5,598	9,810	1,981	△ 1,170	16,486
前中期目標期間繰越積立金取崩額	93,255	7,957	9,181	8,686	8,770	9,596	44,191
総利益（又は総損失）	37,716	8,224	14,779	18,496	10,751	8,426	60,676

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【既往債権管理勘定】

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 (実績額)	25年度 (実績額)	26年度 (実績額)	27年度 (実績額)	28年度 (実績額)	平成24～28年度 実績額合計
収益の部	2,508,204	688,721	607,599	540,940	425,158	353,138	2,615,556
經常収益	2,501,931	688,721	607,599	537,880	425,158	353,138	2,612,496
資金運用収益	2,483,007	652,242	559,636	480,534	409,676	342,982	2,445,070
保険引受収益	-	-	-	-	-	-	-
役務取引等収益	839	144	116	83	63	50	456
政府補給金収益	-	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	14,072	1,411	1,164	760	533	295	4,161
その他業務収益	-	-	-	-	-	-	-
その他經常収益	4,013	34,924	46,683	56,504	14,887	9,811	162,809
特別利益	6,274	-	-	3,060	-	-	3,060
その他特別利益	6,274	-	-	3,060	-	-	3,060
費用の部	2,199,078	522,821	442,125	364,937	294,555	232,077	1,856,514
經常費用	2,199,078	522,821	442,125	364,937	294,555	232,077	1,856,514
資金調達費用	1,844,773	504,782	425,385	349,631	277,773	214,518	1,772,090
保険引受費用	-	-	-	-	-	-	-
役務取引等費用	47,038	10,023	8,965	7,867	9,229	8,380	44,465
その他業務費用	6,237	750	381	-	280	859	2,271
営業経費	38,030	7,266	6,953	7,077	7,272	8,320	36,887
その他經常費用	263,000	0	441	362	0	-	802
特別損失	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産処分損	-	-	-	-	-	-	-
その他特別損失	-	-	-	-	-	-	-
純利益（又は純損失）	309,126	165,900	165,474	176,003	130,603	121,061	759,042
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
総利益（又は総損失）	309,126	165,900	165,474	176,003	130,603	121,061	759,042

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【法人単位】

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
資金支出							
業務活動による支出	11,494,170	3,481,081	2,868,212	2,523,312	3,205,067	4,064,306	16,141,977
買取債権の取得による支出	5,405,900	2,274,938	1,867,994	1,612,291	2,320,230	3,209,741	11,285,195
貸付けによる支出	1,859,318	240,570	154,259	148,897	185,674	203,313	932,714
人件費支出	51,359	9,329	10,134	13,539	9,890	10,059	52,951
その他業務支出	812,049	164,686	154,101	141,604	138,885	138,045	737,321
国庫納付金の支払額	47,761	489	130	2,009	25,839	64,040	92,508
その他支出	3,317,782	791,069	681,593	604,971	524,548	439,108	3,041,290
投資活動による支出	970,671	622,412	475,388	189,860	164,246	172,490	1,624,395
財務活動による支出	18,264,034	4,188,833	3,817,130	3,620,804	3,696,840	4,178,553	19,502,159
民間短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の返済による支出	507,400	122,200	110,200	90,800	79,050	68,400	470,650
債券の償還による支出	6,775,196	1,700,724	1,484,011	1,357,241	1,506,654	2,271,986	8,320,617
財政融資資金借入金の返済による支出	10,851,876	2,328,126	2,221,134	2,171,957	2,110,300	1,834,292	10,665,810
リース債務の支払いによる支出	6,530	301	557	722	715	660	2,956
不要財産に係る国庫納付等による支出	123,031	37,481	1,227	84	120	3,214	42,126
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	1,324,355	584,009	324,242	359,245	600,070	886,811	2,754,378
資金収入							
業務活動による収入	20,318,394	5,362,252	4,573,504	4,305,262	3,977,644	4,999,947	23,218,609
買取債権の回収による収入	4,299,426	797,735	845,546	1,004,991	1,142,993	2,362,689	6,153,954
貸付金の回収による収入	11,179,873	3,451,615	2,751,690	2,288,823	2,006,242	1,899,313	12,397,684
買取債権利息収入	1,135,924	169,930	182,197	189,193	191,189	185,971	918,479
貸付金利息収入	2,695,542	693,358	594,361	511,536	437,258	368,093	2,604,607
その他業務収入	479,111	122,922	115,463	107,295	104,075	103,513	553,268
国庫補助金収入	220,025	59,452	14,588	130,869	23,800	23,624	252,333
その他収入	308,493	67,240	69,660	72,554	72,087	56,745	338,285
投資活動による収入	1,052,205	146,675	296,552	482,652	702,774	557,971	2,186,625
財務活動による収入	9,498,105	2,701,005	2,030,906	1,581,065	2,626,559	3,144,171	12,083,707
民間短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の借入れによる収入	451,500	110,200	90,800	88,200	112,700	126,000	527,900
債券の発行による収入	7,871,329	2,470,202	1,838,095	1,436,676	2,474,259	2,983,171	11,202,404
財政融資資金借入金の借入れによる収入	1,050,000	70,200	67,500	49,500	39,600	35,000	261,800
政府出資金収入	125,276	50,403	34,511	6,689	-	-	91,603
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	1,184,525	666,401	584,009	324,242	359,245	600,070	2,533,968

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【証券化支援勘定】

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
資金支出							
業務活動による支出	6,831,905	2,511,069	2,109,362	1,859,415	2,584,108	3,459,743	12,523,697
買取債権の取得による支出	5,405,900	2,274,938	1,867,994	1,612,291	2,320,230	3,209,741	11,285,195
貸付けによる支出	-	-	-	-	-	-	-
人件費支出	24,763	4,240	4,748	6,462	5,056	5,280	25,786
その他業務支出	130,760	19,236	21,065	20,279	21,862	22,746	105,188
国庫納付金の支払額	47,761	489	107	2,009	18,997	21,712	43,315
その他支出	1,222,720	212,166	215,447	218,374	217,962	200,264	1,064,213
投資活動による支出	655,750	71,501	254,629	117,160	33,430	56,673	533,393
財務活動による支出	4,608,446	742,129	911,487	1,120,448	1,097,165	2,027,825	5,899,054
民間短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	850	1,700	2,550
債券の償還による支出	3,850,033	733,672	765,285	804,781	1,029,486	1,860,830	5,194,055
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
リース債務の支払いによる支出	6,530	301	557	722	715	660	2,956
不要財産に係る国庫納付等による支出	69,837	8,157	1,224	2	-	3,093	12,476
他勘定短期借入金の純減額	43,899	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	638,146	-	144,422	314,943	66,114	161,541	687,018
次年度への繰越金	81,767	278,637	91,727	131,920	385,201	290,913	1,178,397
資金収入							
業務活動による収入	5,786,724	1,039,446	1,107,318	1,384,949	1,425,340	2,626,443	7,583,497
買取債権の回収による収入	4,299,426	797,735	845,546	1,004,991	1,142,993	2,362,689	6,153,954
貸付金の回収による収入	-	-	-	-	-	-	-
買取債権利息収入	1,137,336	169,950	182,214	189,212	191,204	185,991	918,571
貸付金利息収入	-	-	-	-	-	-	-
その他業務収入	8,343	1,713	1,517	1,955	1,452	1,160	7,796
政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
未収財源措置予定額収入	-	-	-	-	-	-	-
その他の政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
政府交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	85,425	9,494	14,588	123,469	23,800	23,624	194,975
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	-	-	-	-
その他収入	256,193	60,554	63,452	65,322	65,892	52,980	308,201
投資活動による収入	638,431	82,083	77,831	197,643	145,483	227,318	730,358
財務活動による収入	5,706,110	2,331,310	1,903,420	1,554,624	2,397,160	2,596,192	10,782,705
民間短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	10,000	46,000	-	56,000
債券の発行による収入	5,293,934	2,127,049	1,684,109	1,409,835	2,270,660	2,596,192	10,087,844
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金収入	118,676	49,803	34,511	6,689	-	-	91,003
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	293,500	154,458	184,800	128,100	80,500	-	547,858
前年度よりの繰越金	46,603	150,496	278,637	91,727	131,920	385,201	1,037,980

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【住宅融資保険勘定】

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
資金支出							
業務活動による支出	37,215	9,894	3,933	3,281	2,282	2,209	21,600
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	-	-	-	-	-	-	-
人件費支出	1,335	301	337	421	325	377	1,761
その他業務支出	35,881	3,528	3,573	2,860	1,957	1,832	13,750
国庫納付金の支払額	-	-	23	-	-	-	23
国庫補助金その他勘定への振替による支出	-	3,942	-	-	-	-	3,942
その他支出	-	2,123	-	-	-	-	2,123
投資活動による支出	27,340	7,312	6,839	8,637	11,622	15,260	49,670
財務活動による支出	40,394	28,591	-	77	116	116	28,900
民間短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
債券の償還による支出	-	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	40,394	28,591	-	77	116	116	28,900
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	38,764	1,683	3,747	5,999	5,552	15,037	32,018
資金収入							
業務活動による収入	45,168	5,936	4,235	11,898	4,247	5,325	31,641
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	-	-	-	-	-	-	-
買取債権利息収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	-	-	-	-	-	-	-
その他業務収入	31,334	2,977	1,493	1,768	1,509	2,711	10,459
国庫補助金収入	-	-	-	7,400	-	-	7,400
その他収入	13,833	2,959	2,742	2,730	2,738	2,614	13,782
投資活動による収入	67,796	30,523	8,600	2,350	9,326	21,745	72,545
財務活動による収入	6,000	-	-	-	-	-	-
民間短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
債券の発行による収入	-	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金収入	6,000	-	-	-	-	-	-
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	24,749	11,021	1,683	3,747	5,999	5,552	28,002

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【財形住宅資金貸付勘定】

別表 3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
資金支出							
業務活動による支出	70,886	36,106	5,694	4,224	3,946	2,750	52,720
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	39,744	184	599	283	281	293	1,640
人件費支出	1,987	364	382	493	350	336	1,924
その他業務支出	4,539	1,128	880	723	680	667	4,079
国庫納付金の支払額	-	-	-	-	564	3	567
その他支出	24,616	34,431	3,832	2,725	2,070	1,452	44,510
投資活動による支出	51,000	15,000	-	-	97	35	15,132
財務活動による支出	1,049,000	263,700	249,600	172,000	202,500	120,500	1,008,300
民間短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の返済による支出	507,400	122,200	110,200	90,800	78,200	66,700	468,100
債券の償還による支出	541,600	141,500	139,400	81,200	124,300	53,800	540,200
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-	-	-
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	5,292	8,126	6,361	9,079	7,656	7,425	38,647
資金収入							
業務活動による収入	457,898	116,170	93,426	74,613	63,764	57,555	405,527
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	412,710	105,273	85,386	68,563	59,108	53,969	372,300
買取債権利息収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	43,944	10,864	7,995	6,011	4,630	3,569	33,069
その他業務収入	83	23	39	35	18	16	131
国庫補助金収入	-	-	-	-	-	-	-
その他収入	1,161	9	7	4	7	0	27
投資活動による収入	533	1	15,001	1	565	3	15,570
財務活動による収入	710,604	196,973	145,101	104,329	140,792	65,497	652,691
民間短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の借入れによる収入	451,500	110,200	90,800	78,200	66,700	56,500	402,400
債券の発行による収入	259,104	86,773	54,301	26,129	74,092	8,997	250,291
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-	-	-
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	7,142	9,789	8,126	6,361	9,079	7,656	41,010

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【住宅資金貸付等勘定】

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
資金支出							
業務活動による支出	2,979,938	462,185	364,723	347,168	374,809	423,822	1,972,707
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	1,819,574	240,386	153,660	148,615	185,393	203,020	931,074
人件費支出	11,105	1,988	2,077	2,731	1,996	2,063	10,856
その他業務支出	972,195	201,276	188,686	177,551	168,493	162,025	898,032
国庫納付金の支払額	-	-	-	-	252	38,619	38,872
その他支出	177,063	18,534	20,301	18,271	18,674	18,094	93,875
投資活動による支出	358,381	155,944	135,004	107,150	77,752	875	476,724
財務活動による支出	624,664	129,195	41,508	49,310	96,595	114,417	431,025
民間短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
債券の償還による支出	377,338	125,642	34,590	38,819	83,519	99,245	381,814
財政融資資金借入金の返済による支出	234,527	2,819	6,914	10,487	13,072	15,168	48,461
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	12,800	733	4	4	4	4	750
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	193,425	72,249	39,238	45,833	52,452	204,567	414,339
資金収入							
業務活動による収入	1,993,516	514,230	357,431	340,494	353,316	394,833	1,960,304
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	783,390	230,170	141,517	138,796	162,114	212,534	885,131
買取債権利息収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	179,346	25,044	22,942	21,261	19,224	17,077	105,548
その他業務収入	860,452	200,334	187,545	174,950	166,311	160,092	889,232
国庫補助金収入	134,600	53,900	-	-	-	-	53,900
その他収入	35,728	4,782	5,427	5,486	5,667	5,130	26,492
投資活動による収入	331,373	98,637	82,904	119,517	113,070	152,554	566,682
財務活動による収入	1,575,127	127,531	67,888	50,212	89,388	143,842	478,862
民間短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
債券の発行による収入	524,527	56,731	388	712	49,788	108,842	216,462
財政融資資金借入金の借入れによる収入	1,050,000	70,200	67,500	49,500	39,600	35,000	261,800
政府出資金収入	600	600	-	-	-	-	600
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	256,392	79,175	72,249	39,238	45,833	52,452	288,947

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（24年度～平成28年度）【既往債権管理勘定】

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	計画額	24年度 （実績額）	25年度 （実績額）	26年度 （実績額）	27年度 （実績額）	28年度 （実績額）	平成24～28年度 実績額合計
資金支出							
業務活動による支出	2,044,443	557,104	470,345	390,415	314,229	244,784	1,976,877
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	-	-	-	-	-	-	-
人件費支出	12,169	2,436	2,590	3,431	2,163	2,003	12,624
その他業務支出	102,474	26,931	20,696	16,874	15,784	15,515	95,801
国庫納付金の支払額	-	-	-	-	6,025	3,705	9,730
その他支出	1,929,801	527,736	447,059	370,110	290,257	223,561	1,858,722
投資活動による支出	171,700	593,114	553,715	85,012	121,845	118,648	1,472,335
財務活動による支出	12,623,574	3,025,218	2,758,956	2,593,911	2,366,577	2,077,235	12,821,898
民間短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
債券の償還による支出	2,006,225	699,911	544,736	432,441	269,349	258,111	2,204,549
財政融資資金借入金の返済による支出	10,617,349	2,325,307	2,214,220	2,161,470	2,097,228	1,819,124	10,617,349
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-	-	-
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	1,005,106	223,313	183,169	166,415	149,211	368,869	1,090,977
資金収入							
業務活動による収入	12,505,305	3,781,748	3,096,939	2,574,500	2,205,284	1,984,794	13,643,264
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	9,983,772	3,116,172	2,524,786	2,081,465	1,785,020	1,632,810	11,140,253
買取債権利息収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	2,475,682	658,149	564,046	484,825	413,903	347,888	2,468,812
その他業務収入	7,856	4,570	5,029	4,688	4,164	3,813	22,264
政府交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	-	-	-	-	-	-	-
その他収入	37,996	2,857	3,078	3,521	2,197	283	11,936
投資活動による収入	696,117	1,430	546,637	478,084	500,444	336,891	1,863,487
財務活動による収入	1,793,763	199,650	99,297	-	79,720	338,641	717,308
民間短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	69,500	69,500
債券の発行による収入	1,793,763	199,650	99,297	-	79,720	269,141	647,808
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-	-	-
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	849,639	415,920	223,313	183,169	166,415	149,211	1,138,028

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。